

租税の国民所得に対する比率におきましては、一三%が二〇%にふえるのでありますからして、およそ五割増しになつたのであります。租税の、私が今申しました意味の負担能力に対する比率から申しますと、一九%が三六%になつたのでございまして、およそ二倍になつておるといふことになつておるのであります。まあこれを見まして、これだけで次のような結論を下しますのは少し早いのであります。またわれわれの案から申しまして、まあ現在日本では税金が重いといふことは一応言えるのではないかと申します。

これに関連していろいろ申し上げなくてはならないことがございます。ですが、これはもう簡単にこれだけにしておきまして、今度は二番の内容の問題、これについてやや詳しく公述させていただきます。

それで今度の増税案の内容を見ますと、これは事務局からいただいた資料によつてはありますが、直接税については相当の減収になつております。私は減収と申しません。減収といふのは、実収入が減少、直接税については減収になつております。ところが間接税につきましては増収になつております。何が増収になつておるか申しますと、必ずしも、制度としての増収があつたわけではございませんけれども、租税及び印紙収入に関するあの政府提出の資料その他を見ますと、酒の消費税、それから砂糖の消費税が非常にふえる計算になつております。これは酒の消費高、砂糖の消費高がふえるという建前、それから揮発油税が、今度地方道路税なんかできたりいたしま

すが、揮発油税がふえる建前、揮発油税は後に申しますように増税になりますのでふえるといふことは考えられまじけれども、酒、砂糖につきましては制度改革はあまりないのでございましてけれども増収になつております。これに関連いたしまして、政府はデフレ政策をとる、ある意味において消費抑制をやる建前になつておりますが、計数からいへばこれは増収になるのであります。一昨日でしたか昨日でしたか、ある新聞に国税庁の事務官の話が出ておりましたが、酒、それから砂糖につきましては昭和二十九年年度も予算以上の増収があつたのであります。今度もまた増収になるという建前、これはデフレ政策との関連はどうか、これは相当問題になることだと思ひます。

これはまあしばらくおきまして、今度の税制改革の内容の大きな特徴を見ますと、とにかく直接税は減収になると同時に減税になります。それから間接税については増収になるのであります。例によりまして直接税と間接税の比率を、これは私かつての計算をいたしますと、これは先に申し上げました二つの政党による共同修正をも加味したものであります。国税について申しますと、国税は九千二百億円であります。直接税が五一一%、計数は省きます。直接税は五一一%、間接税は四九%になつておるのであります。大体半々のところになつております。これも昭和十年ごろの三五%に比へますと、直接税はふえております。それから昭和二十四、五年ごろのやはり四五%に比へますと、直接税は五一一%でありまして、やや減つておるといふことになつております。

そこでまあ普通いわれておること、一体直接税が多い方がいいか、間接税が多い方がいいかという問題であります。これは絶えずいわれておることでございますが、現在日本におきましてはこの直接税、間接税の仕訳によりまして日本の税制を判断するのは少し無理だといふことは一応言えると思ひるのであります。これはあとから申します。

私は日本の財政及び租税に関する基本的方針としては次のものでなければならぬと思ひておきます。これはきわめて単純なことを申し上げるのでございしますが、それは国費、まあ地方団体の経費も含めてでありまして、この場合には国家を中心いたします。中央政府の国費というものは総額において減らさなければならぬ。そして直接税を減税にして、間接税をそのまゝにする。増税をしつゝは申しません。国費を減らして、直接税を減税にして、間接税をそのまゝにする、これが一番いいのではないかと申しております。と申しますのは、この方法は絶えず私が申し上げておることでありまして、現在の日本の直接税と申しますと、累進税とか何とか申しまして、実は大衆課税の性質が非常に強いのであります。これも事務局からいただきました所得階層別の資料によつて私が計算いたしましたところによりますと、昭和三十年年度——もちろん予算年度だと思ひますが、昭和三十年年度の所得税の申告納税並びに給与所得について、一体どの部分が主として税金を納めておるかといふことを調べたのであります。昭和三十年年度の所得税の申告納税者の予

定人員は二百七万人であります。このうち一年の所得が五十万円以下の納税者——五十万円というのは私は大した金持とは考へておりません。井原でも五十万円以上の所得があるのでありますから、この辺は大衆と考へてよいのであります。ほんとうは四十万円というのがいいのであります。四十万円の資料がないので、三十万円から五十万円に飛んでおきます。そこで五十万円以下の所得者は八四%であります。所得税の申告納税者の予定人員二百七万人のうち五十万円以下のものが人員から申せば八四%です。それから所得金額は、やはり昭和三十年年度の申告納税者であります。所得金額は七千三百十七億円、このうち五十万円以下の者が六四%であります。まあ大ざっぱにいつて大部分は五十万円以下の者で六四%であります。大ざっぱに申しますと、申告所得税を納める人の大部分は、七、八割はこの辺の額といふことになるのであります。七、八割は五十万円以下です。

今度は給与所得について申しますと、勤労所得であります。人員総数は七百九十一万人のうち、五十万円以下の者が九三%であります。これは、給与所得者は、平均して所得が少いのであります。人員総数七百九十一万人のうち、九三%が五十万円以下の者であります。それから給与所得総額は幾らかと申しますと、二兆一千五百九十億円であります。このうち五十万円以下の者が全体の八二%、五十万円以下の者が、所得の金額から申しまして八二%を占めておるのであります。すなわち、給与所得だけについて申しますと、大体八、九割が五十万円以下だといふことになつて

おります。すなわち現在日本におきましては、まあ普通一般の公式論をいたしましては、所得税は金持がたくさん負担する、間接税は貧乏人も金持も大体同じように負担すると申しますけれども、終戦以来、国民全体が国民皆貧の形になつておりましたので、所得税と申しましても、五十万円以下の者が大部分であるといふような状態になつておるのであります。それで、税金に対するわれわれの苦痛は一番所得税に現れておきます。これは私はもつともしごくだと思ひますので、所得税その他直接税を軽減する、間接税はそのまゝにして、国費全体を減らすといふことがいいのじゃないかと思つております。これが私の税制問題に対する基本的——といふと大げさであります。まあ基本的な考へであります。

これから各租税の内容について意見を申し上げさせていただきます。税法全体について意見を申し上げることはできませんので、ただ私が気がついたものだけに申して申し上げさせていただきます。

まず、所得税であります。今度は減税——減税は必ず評判がいいにきまつております。とにかく減税することになつております。そこで、どの程度の減税が行われるか、内容はここで説明することはもちろん差し控へますが、私は昭和二十五年と三十年と比較してみまして、この二つを比較してみたのであります。昭和二十五年といふものをなぞとつたと申しますと、昭和二十五年は、例のシャープ税制が実施されたのが昭和二十五年であります。そこでシャープ税制の実施された第一年

改正案が通過してという建前でありましたが、それとの比較であります。そういたしますと、昭和二十五年年度では、勤労者、夫婦、子供三人、この五人の標準家族であります。昭和二十五年年度は、一月に七千三百円までは免税でありました。これはきちつと合いませんけれども、大体七千三百円ぐらいのところまでが昭和二十五年は免税でございました。ところが、昭和三十年は幾らまで免税になるかというところ、大体一万九千円まで免税になってきておるのであります。一昨年、昭和二十八年の秋に、政府の諮問機関として税制調査会がございましたが、あの調査会の案が大体一月二万円見当で、今申しました五人家族の標準家族、一月に二万円くらいまでを免税にせよという答申が出ておったのであります。大体あの当時の線に非常に近づいてきております。私は、これは概略的に申し上げます、非常にいいことだと思っておりますのであります。この間に物価が一体どれだけ騰貴したか、七千三百円まで免税だったのが一万九千円まで免税になった。しかし物価が何倍にもなっております。これは困るのです。物価を申し上げますと、C・P・I、全国都市の消費者物価指数を見ますと、これは御案内の通り基準年度は昭和二十六年度、昭和二十六年を一〇〇にしたものであります。昭和二十五年の平均は八五・九であります。ところが昭和三十年の三月、それ以後の新しい計数は手に入れることができません。昭和三十年三月のC・P・Iは幾らかと申しますと、一一八・四であります。割り算いたしますと、昭和二十五年から今年の三月までの間に三八％物

価が騰貴していることになっております。それで昭和二十五年の免税点であった、実質的の免税点であった七千三百円というものは、今年の三月の貨幣価値に直しますと一万七千四百、大体一万円でありまして、そうすると昭和二十五年の七千三百円を今の貨幣価値に直した一万七千四百円までが月給取りは免税だった。子供三人、夫婦二人、ところが、今度は一万九千円まで免税になるかというのでございます。これは確かに実質的にいって減税になっておるといことは言えるのであります。それは論より証拠でございます。まず納税人員を見まして、非常に減っております。これを政府の推算によりますと、これは多少重複はあるのでありますけれども、政府の推算した資料によりますと、所得税の納税人員は昭和二十五年は千四百二十八万人でございました。昭和三十年は九百九十九万人に減っております。およそ五割近く減っております。これだけ確かに減税になったということが言えるのであります。

それから減税になった内容を申し上げます。昭和二十五年と昭和三十年と比較いたしますと、三十年は明らかにこれは平年度に直しての話で、三十年は臨時措置でちよつと違いますが、十年は臨時措置は昭和二十五年は二万五千円だった。ところが今度の改革案では平年度八万円、これは基礎控除の割合が物価騰貴を加味してもふえております。それから給与所得控除の最高限が昭和二十五年は三万円だったのが、今度の案では六万円とふえております。それから扶養家族控除も、昭和二十五年は一人当り、一人はすべて

一万二千元ずつ、一年ですが、一年に一万二千元ずつ引いたのでありますけれども、今度の改革案では、最初の一人が四万円、あとの二人目、三人目がおの一人二万五千円、四人目から以下一万五千円と、こうなっております。これが相当物価の騰貴以上に引いております。それから昭和二十五年と今日の間に社会保険料の控除ということが行われておまして、私はこういふところは、もちろん決して理想的とは思いませんけれども、だんだん望ましい方向に向いつつあるということが言えるのではないかと思います。

そこで今まではどちらかといえば賛成のことを申し上げたのであります。が、これからは問題点、問題点といふことは、どうかと御再考をお願いしたいという問題、問題点について少し申し上げることにいたします。

まず一番に問題になりますのは、今度の各修正案でどういふことが加わったかと思つてありますが、この雑損その他、雑損とそれから医療費、それから社会保険料の控除をするかわりに所得の五％、それも最高は一万五千円であるが、一年に一万五千円か、あるいは最高五％、これの選択控除を認める、この問題であります。これは私は相当問題があるのじやないかと思ひます。内容は今御案内の通り従来社会保険料は全額引いておる。それから雑損についても一定の制限のもとに引いておる。それから医療費、それから天災、盗難の経費、それから事業用でない資産、すなわちたとえば私などが持つておる資産に引いての減価償却費、これも所得から引いてもらえるのであります。これが三

以上十以上の項目があります。それがあまり煩雑だといふので一〇％または最高限一千ドルのスタンダード・ディダクションを認める、これはアメリカでは確かに意味があるのであります。ところがわが国ではどうかという選択と、医療費控除だけあります。雑損控除と医療費控除といふものはあまり行われておらないのであります。事実一般に行われておるのは社会保険料の控除であります。この社会保険料の控除のかわりにどういふ選択控除を認めるかということが、税制の簡素化という点から申しますと、これはおのおの相当問題があるのじやないかと思ひます。しかしながらこれは悪いことばかりじゃございません。この選択控除制度によつて利益を受けるものも出てきておるのであります。

次に述べます計数は、大蔵省主税局税制第一課長の白石正雄氏が今から一、二週間前でした。財政経済弘報の中にちよつと書いておられるのですが、これはなかなかいい研究です。その中で次のような計数が出ておる。これをちよつと拝借いたしますが、これによつて一体だれが利益を受けるか、選択控除によつて。そういたしますと、まず給与所得者について申しますと、一体一万五千円までは最高引いてもらえるのであります。この一万五千円内外の、一万五千円級の社会保険料をすでに控除を認められておる人間が非常に多いのであります。給与所得者のうち年収四十万円程度の者は一年にすでに一万五千円程度の社会保険料の控除を受けております。そ

これを引くことを選択して認めようという案が出ておるのであります。これは果していいか悪いかという問題であります。これは察しますにアメリカのこの連邦の所得税法におけるスタンダード・ディダクションによつておるものではないかと思ひます。それでアメリカの制度、これは日本に關係があるもので私申し上げますが、アメリカの制度ではこの所得の、所得といつてもいろいろ計算しての後の所得でありまして、所得の割合を選択控除として認める、あるいは最高限は一千ドル、所得の割合あるいは最高限の一千ドルを選択控除として認める、そうしてその控除が認められておるために、アメリカの税制といふものは非常に簡素化されておるのであります。これは割合にアメリカでは歓迎されております。わが日本にそれを持つてこようといふのであります。この場合に、一体日本の場合に簡素化といえるかどうかという問題であります。アメリカでは非常に実用が大きいのであります。日本では必ずしもそれは言えないのであります。と申しますのは、アメリカでは所得からこの控除が認められる項目が三十数項目あります。日本のように今三十つのかわりかというのではなく、三十以上の項目があるのであります。たとえどんなものかといひますと、慈善団体への寄付金、教育団体への寄付金、それから扶養費、それから医療費、それから天災、盗難の経費、それから事業用でない資産、すなわちたとえば私などが持つておる資産に引いての減価償却費、これも所得から引いてもらえるのであります。これが三

れで今度の選択控除が認められるといひましても、これによつて利益を受けるのはそれ以下の人たちでありません。これは私は決して悪いとは思ひません。それから事業所得者であります。事業所得者は割合に社会保険料の控除を請求してゐる人が少いのでありまして、昭和二十八年の実績で申しますと三割、事業所得者の三割の人が社会保険料の控除を請求してゐるのであります。七割の者は社会保険料の控除の請求をしておりません。そういったまですとこの一万五千円または最高五割の選択控除によつて一番利益を受けるのはだれかといひますと事業所得者であります。すなわち事業所得者につきましては従来社会保険料の控除を受けておらぬ人は、基礎控除が八万円から一万五千円加へまして、九万五千円に上つたと同じような効果になるのであります。私は小企業者の負担をもつと重くせよとは思ひませんけれども、ここで問題になりますのは、一体勤労生活者それから事業所得者の負担の均衡という点から考へまして、果してこれでいいのか悪いのか、私はここではつきり結論は申しませんけれども、相当ここに問題があるのではないかと考へるのであります。だからまあ私は選択控除を設けるのも悪くありませんが、しかしそれよりはやはりこの勤労生活者の下の方の控除をふやすような考へ方をする方がより合理的じゃないかと考へております。それが選択控除。

す。その論議は、貯蓄の奨励、資本の蓄積の必要といわれております。これはいかにももつともでございまして、私は資本蓄積、貯蓄の奨励は必要でないとは思ひません。しかしこれにつきましては私もあらゆる機会に申し上げておるのでもございまして、これは租税原則に反するものであります。これは決して悪いのじやございせんが、そういったこと自体を抽象いたしまして問題にいたしましたときは、これは確かに現在の日本では貯蓄の増進も必要であります。利子を免税にすると、金額は大して多くはないかも知れませんが、その負担のしわはやはりどこかへ寄る。結局は大部分は勤労者または小企業者に寄るのじやないか。租税というものは結局負担の均衡ということが問題でございまして、この点を私はどうかと思つております。それでこの銀行預金の利子というものは、銀行預金の預金高というものは利子免税制度によつて私は確かにふえると思ひます。これは当然のことではあります。われわれはこの銀行預金をするかせないかといふことは、まあ利子をほしさに銀行預金をするといふこともございまして、それ以上に通貨の安定性の問題であります。通貨の安定性があつたらば、利子は安くともわれわれは預金をするのであります。結局通貨の安定性というものがより以上大きな問題じゃないかと思つてあります。私は結論を申しますと、これはあまりにも利子所得者を優遇し過ぎる、しわはどうかへ寄ると思つてあります。それからその次が配当率、個人が会社からもつた配当につきまして、

配当の二五％を所得税から従来引いておりましたが、これを三〇％に引き上げようという案であります。これも私結論を申しますとこれは反対であります。というのは、日本の現在の法人税、所得税の税制の建前は、御案内の通り法人税制を基本としておりまして、法人税というものは個人の所得税の前取りだ、だから二重課税を排除するために、いわば法人税の一部を個人に返してやるといふ建前で、現在の制度では二五％の控除が行われておるのであります。これを今度は三〇％まで引き上げようといふのであります。これが果していいか悪いかという問題ではあります。これは察しますのに、あるいは察しなくとも、そういうふうな政府の説明がついておるのだらうと思つたのであります。今度は利子が免税になるのだ、それで利子との負担の均衡ということを考えて、配当についても少し負担を軽くしようといふのじやないかと思つたのであります。それで私はこの問題はまたあとからもう一度触れますけれども、結論を申しますと、日本では現在法人税制といふ建前をとつております。すなわち法人税といふものが個人の所得税の前払いになつておるといふ、建前はいわば源泉徴収と考へております。そういういたしますと、法人税制を前提にするのであれば、次に述べますように今度は法人税が値下げになります。法人税の四二％が大體四〇％または三五％の値下げになります。そうしますと、法人税制を前提とするのであります。いわば源泉徴収といふべき前取りが、すなわち個人所得の前取りが四二％から四〇％、または三五％に下るのであります。か

ら、この配当所得について二五％を現在控除をする制度は引下げるのが当然であります。引上げるというところは理論に反するのじやないかと思つたのであります。これは法人の本質にも関係があります。法人税を下げたおいては控除率を引上げるといふことは、これは矛盾じやないかと思つたのであります。それから時間の都合であまり詳しいことは申しません。また当参議院の大蔵委員会の公聴会であつて申し上げておいたばかり機会を持つたこともございまして、結論だけを申し上げます。すると、今度の三〇％の引き上げをするに、今度の三〇％の引き上げをするのによつて非常に利益を得るのはどの辺からかと申しますと、これは法人税を個人の税金の前払いと見ての計算であります。そういういたしますと、現行制度では大體どういふことになつておるかといふと、配当所得の中には、法人税をふれての配当であります。配当所得とそれから配当以外の普通の所得と比べてみると、五百万円を超えておる分が両方とも大體六五％になつておるのであります。すなわち五百万円を超えた人が非常に負担が軽くなる。ところが今度の三〇％に控除率を引上げますと、三百万円を超ゆる人の負担が非常に軽くなるということになつておるのであります。これはちよつと計数を申し上げないと、私の申し上げたいことをはつきりと言へないと思ひますが、とができませんのでございまして、かつて申し上げたこともございまして、それから時間の都合で計数は省きます。あとから御質問がございしましたら申し上げることにいたします。配当控除はそれだけ。

それから法人税の問題、今法人税の問題も多少出ましたが、今度は法人税を中心に申し上げます。現在の日本の制度におきまして法人税は制度的に見て思想の混乱のあるものではないのであります。少し話がだざでございましてけれども、とにかく法人税がめっちゃめっちゃといふ言ひ過ぎかも知れませんが、思想の混乱といひますか、制度として非常に混乱のあるのは法人税でございまして。御案内の通り、わが日本の租税制度では明治二十年に所得税ができました。そのときは、法人税については、法人の課税につきましては、大體法人税制の建前をとつておりました。ところがそれから後法人實在説的な建前になりまして、それから終戦後またアメリカの指導によりまして擬制説的な要素が加味され、それから最後にシャープ勧告によつて大體擬制説的な租税制度ができたのであります。ところがそれから後また法人税や個人所得税についての部分的修正がございまして、最近ではシャープ勧告の擬制説からだんだんと實在説に接近しつつあります。それで現在の日本の建前は、先にも申しましたように個人の配当金から二五％、今度の改革案では三〇％引くといふ建前になつておりますので、建前としては擬制説を本體としておるのでございまして、それから後の部分的修正によりまして、實在説的な課税方法が非常に加味されて参りました。試みにどういふものが、昭和二十五年以後今日に至る改正で、どういふ改正によつて實在説的課税の要素が加味されたかと申しますと、思ひついて書いてみましたのは次の四つであります。

減税の有効税率は一％ということになつております。すなわち四二％の税金から一％を引いて三二％ということになつております。一％を有効税率について軽減、ところがやはり参議院提出の資料によりますと、五百万円未満のものはどうかというと、有効税率は六・五％の軽減しかつておらん、事實はすなわち大法人がこれによつて恩恵をこうむつてゐる。ところが同じく参議院提出の資料によりますと、これは中小法人がそういう恩恵を十分にフルに活用しない。だからしてフルに活用すればどうなるかというところ、やはり一％の減税になる、こゝにわたつておるのであります。これは私は法律制度としてはそうなるのだらうと思ひます。しかしながらこれは平均して見れば割引の恩恵に浴さないものもありまして、平均したらどうだということ、で、正しいとは言えないのでありまして、個々について言えば相当不均衡があるのではないかと思ふのであります。

それからあの資料について私よく内容がわからなかつたのでありますが、あれだけを見ますと、次に述べるようなものはあの特別措置による減税の中に入つておらんのかなかと思ひます。先に申しました七百八億四はこの中に入つております。この一％、六・五％の軽減の中に次に述べるようなものはどうも入つておらない。それは企業合理化促進法による割増償却、これは入つておらない。それから同法による探鉱、鉱山を掘る機械設備などの特別償却なども入つておらん。それから企業資本充実のための法律によ

りまして資産再評価を強制される会社は一定限度以上の再評価をした場合に再評価税及び固定資産税について減免される規定がありますが、これもどうも入つておらんように思ふのであります。あの計算の中に、それからこれは地方税であります。固定資産税について、重要産業の固定資産税は非常に安くなつてゐる、これはもちろん入つておらん。それから所得税法や法人税法に出てゐる重要物産の一定の年限を通じての減免税、これも入つておらない。こゝういふことを加味いたしますと、もう少し計算が違つてくるんじゃないかと思ひます。

最後に租税特別措置法について簡単に申し上げます。もちろん租税特別措置法で所得税、法人税に関するものは大体申し上げました。しかしまあ一度租税特別措置法について申し上げますと、今度の租税特別措置法で利子の課税を全廃するとか、輸出所得について軽減するとか何とかが出ております。これはただこれだけを抽象いたしました。これはまた意味のあることであります。一がいには反対はできないのであります。均衡という点から考えますと、一がいには賛成はできないのであります。特にこの機会に申し上げたいのは、終戦後、ことにここ数年來租税特別措置法によつて二年間を限り税金をまけるのだ、あるいは三年間を限り税金をまけるのだといつてこの特別措置が非常に多かったために、少しこれは言い過ぎかもしれませんが、少し乱用され過ぎてゐるようになり、非常に乱れて参りました。私は租税体系などはどうでもいい、上げれば

一番いいが、租税体系が乱れるということ、国民の負担が不均衡になるといふこと、その上に税制がきつめて複雑化したと思います。

私は財政の講義をやつておりました三十有年でございますけれども、お前こゝういふ税金を幾らかかかると計算せよと言われた場合に、私は自信を持ってすることができません。大へん危うくてできない。これは所得税法だけを読んでも所得税法自体が非常にむずかしいのであります。それを讀んでやつては、租税特別措置法でこゝういふことをやつて、企業合理化促進法による割増償却はこゝういふ等々、これは私も教員ふせいでどうして原価計算ができてゐるのか、こゝういふに複雑になつてゐるのではありません。これはの条文が複雑である、また制度も複雑になつたといふこともありますけれども、それはやはり何とか簡素化してやつていただきたい。その体系ももう少しすっきりしたものにしたいと思つております。租税特別措置法というやつは私は税制のガンではないかと思つております。何とか整理をしていただきたいと思ひます。

次に地方道路税でございますが、これは事実問題といたしまして、これによつて揮発油税が二千円引き上げになると思ひます。これはやむを得ないと思つております。それから関税定率法についての一部改正、これについてもどちらかという技術的なことが多いためでありまして、地方道路税、関税定率法については私はまとまつて特に申し上げる意見はないのであります。

これをもつて私の公述は終了します。御清聴感謝いたします。

○委員長(青木一男君) 質問がありません。

○小井政夫君 先生の公述には大体賛成ですが、ただ一点配当控除の問題で、今度四二％を四〇％に下げると、だから配当控除も下げるのが当りまじやないか。私お説としてはその通りそのまゝなんです。前の三五％が四二％に上つたときに控除は据え置きになつてゐるわけで、本来は三五％から四二％に上つたときに二五％の控除率も引き上げるべきものであつた。それを据え置きにしたから今度はいつてに下げると、こゝういふことであらうと思ひます。

それからもう一つ先生の従来の所論である大法人と中小法人と線を引いて、一方は擬制として一方は実在の問題も、實際問題としては線の引き方がむずかしい。これも先生の御承知の通りであります。従つてむしろ租税特別措置法等の問題もあるし、私は最近擬制一本で買いたらどうだろうか。むしろ内部留保課税というものをやつて、擬制一本にした方がいいのではないかと、すつきりいたすのではないかという気持を持つてゐる。その点が一つ。

それからもう一つは、時間の関係で全部並べますが、農業課税について先生はどういうふうにお考えになるか。今の所得税だけの総収入二千七百五十億九千九百五十万の中、直接の所得税としては農業の負担しているのは八十三億一千六百万、その比率はわずかに三％である。それから日本の納税階層を扶養家族を含めて、非課税階層

にも扶養家族を含めて八千八百万の人口を按分してみると、納税階層は三七・六％、その中で農業人口、まあ農業階層、農業をやつてゐる階層といふものはその納税階層、全国民の三七・六％の中で一三・七％という数字が出るわけなんです。それから課税所得あるいは総所得に對して現在の課税割合を見ても、営業関係が総所得に對して一二・三％であるにもかゝらず、農業の方は四・四％、課税所得に對して営業関係が二六・五％に對して農業は一八・九％、それから給与所得者の方で申しますと、支払額に對して八・九％の税、それから課税所得に對しては二四・三％、こゝういふような数字が出ま

いて、總所得に對するパーセントからいふと、最も問題にならない低いので、また課税所得をとつてみても非常に低い。また納税階層の全体から見ても非常に負担割合は低い。こゝういふ点についてなかなか国会では、相當むずかしい問題なのでありますけれども、まあ上げるといふようなことはむずかしいことなのであります。主として課税の公平という観点から、先生の方の研究ではどうなつてゐるか……。

○公述人(井藤半彌君) 三つの問題の一番であります。これは確かにおつしやる通りでございますが、この場合に考慮すべき問題は、もとよりだつた、もとへ戻つたと申しましたが、これは何との関連がございまして、所得税の最高率もとは五五％だつた、それが六五％に上りました。それでこれはもう御案内の通りだと思ひますけれども、ピックアップというシャープ勧告のときに來ました頭のいいコロンビア大学の若い教授なんですが、あれが非常

な綿密な計算をいたしまして、最高率五五%のところを負担が均衡になるようにそろえたのです。ところが、日本政府で所得税の税率を四二%に上げた。そしてこちらの所得税の方はそのままにしておいたのだ、どうもそれは日本的にはつきりしないというところをアメリカで言っていたそうです。それはまたビクトリーの考え方をいいという建前、前提にすればですが、何も五五%のところをそろえなくてはならぬのでなくて、私はまた下の方でもそろえることができると思っております。ですから、今あなたのおっしゃいましたことも一つの根拠だと思えます。しかしながら、もとに戻したいというだけでは根拠が弱い。もとに戻すなら六五%を五五%にして、富裕税を復活しなければならぬのではないかと思えます。それが一番。

それから二番の法人税制を言及ということですが、私は税制論がいか、實在論がいかというところは、一つは貫くことと、法人の事情を見ないか。というところは、法人の事情を見ないと、擬制的な法人もあるし、それから實在論的な法人もある、事実に即するといふ点からいいますと二つあるのだ。というところは、一・五%とか二・五%という中間のものもございませうけれども、しかしそうだったからそれに即して税金のかけ方も分ける方が合理的じゃないか、便宜という点ではまた別でございませう。

それから三番の農業課税の問題であります。私計数についてはつきりしたことを申し上げられませんが、実は昭和二十二年の秋に、参議院の公聴会で私は農業課税をやれと申しました。そうして大いに反対を受けました、一部の人は賛成した。……、その点、私は今おっしゃいましたように、ことに地方税についてよく聞くのです。勤労者が市町村民税や府県民税をたくさん払って、そして何は払っておられない、農業者は。私は大体の感じをおっしゃいましたので何でございませうが、私、特に計算してございませうが、大体私もそういうような印象を持っております。農業者の負担がだいぶ軽くなり過ぎていっているんじゃないかという印象を持っております。

○山本米治君 私は今日の日本の経済の難問のほとんど大部分が人口問題からきていっていると思っております。人口問題は非常に広範な問題でして、今ここに問題の租税の面からだけでもこれを解決することはとうていできません。しかしながら今あらゆる経済政策において、租税制度の務める役割は非常に多いわけでありまして、その租税制度に人口問題の要素を取り入れることが必要じゃないかと私は思っているわけですが、まあ今まで給与の体系におきまして、子供があれば家族手当とかいろいろなものがありますが、そしてまた税制の面においても家族控除があるわけですが、これは今まで、この戦時中生めよふやせよでやってきて、そして生まれてきていいる子供に対する手当ですから、これを急になくすることはとてもできないのですが、長い目ではやはり税制面からもこの問題に貢献する方向に持っていくかなければならない。そうすると、今までこの給与の面からいえば、家族手当とか、あるいは税の面からいって家族控除はやむを得ませんが、今後はもうそういうことはしないのだという方向へ一歩踏み出してもいいんじゃないかと思っております。たとえ家族控除にいたしましても、今まで生まれてきた者の家族控除はある程度やむを得ないが、今後は家族控除をしない、それと歩調を合わせて、今後生まれる子供には家族手当をやらないということになれば、これは非常に複雑な難問であります。そういう方向を加味すべきじゃないかと思ひますが、何しろ全般的に貧乏な日本ですから、そんなことをしたらなかなか困難な事態も生ずるかもしれませうが、こういう思想、考え方だけを入れるべきだと思ひますが、いかがでございますか、御感想を伺いたい。

○公述人(井藤半彌君) 税制に人口政策的なものを加味する今おっしゃいました意味は、むしろ制限の方でございます。戦時中は生めよふやせよで、イタリアなんかで独身税をかけておりました。日本では独身税をかけておきません、そんなことはやっておりませんでしたが、今おっしゃいましたお説は、ふやす方じゃなくて制限でございますか、——これは私、日本は現在人口が多過ぎるというところは、これは世論になっておりますが、しかしこれは世論を何人までは認めるが、何人からは認めない。それを税金控除を認めるのはどうかと……、私はやっぱり人間は生まれたからには人格を認めなければならぬのでございませうから、だからそれを棄損するようなものは税制でもどうかと思ひます。あるいは産婦制限に関する法律を緩和するとか、それから犯罪を緩和するとか、それは何ですが、でき上ったそれは一つの人格者ですから、それを輕視するのはどうかと思ひますが……。

○土田國太郎君 私聞き落したかもしませんが、先ほど先生の説明で、昭和二十五年の五人の家族は七千三百円であった、それが物価指数からいけば一万円だ、ところが一万九千円までは免税点になっている。これは給与所得者は九千円だけ得をしているという現状だという御説明のようですが、これと同じ比率の事業税で計算していったら、事業税ではどんなふうになっているのですか、御計算になりましたか。

○公述人(井藤半彌君) 事業税については計算してございませう。しかし事業税の方は御案内の通り、さつきもちよつと申しましたように、社会保険料の控除がない、それから勤労控除がございませうですが、そのかはりに何の方がございませうから、経費の控除がございませうし、それからこれもまあ申し上げるまでもないことですがけれども、勤労所得の場合はこれはほとんど百パーセントとられる。事業税はとかく話し合ひで、これはいいこともあれば悪いこともあるのでございませうが、そうすると、私事業税との比較というものは、實際の税率の場合にいろいろ問題があるんじゃないか。それで勤労所得については、大体九〇%までは把握できる。それから農業所得については、八〇%、それから事業所得は七〇%も把握できないなどといわれておりますから、ちよつと実税率だけについて比較するのはどうかと思ひつております。それから私自身はきょうこへ準備して参りませんでしたから。

○平林剛君 私も一つだけお尋ねをしたいと思ひますが、今、先生からお話しがありました租税全般について、国民経済の角度から見て当を得ているかどうかという概論の御説明のときには、昭和十年、それから昭和二十四年、三十年をそれぞれ比較をされてパーセントをあげられたのでありますが、そのあとで現行の、今国会で行われる減税の比較においては、特に昭和二十五年を基準にしてお話しをされたのでありますが、この点は私は聞き方としまして、非常に今度の減税でも大へん勤労者あるいは中小企業者全般にとつて前進したことには間違ひはありませうけれども、全般の国民経済、あるいは實際の生活水準などから見ますと、決して軽減の方向にいつていないように思ひます。これは先生があとでこまかい問題を御説明になったときに明瞭になったと思ひますが、そこで一体税制全般を考へる場合に、われわれはいつを基準にしてものさしを考へたらいいのだから。昭和二十五年を例にされたけれども、私は必ずしもそれを基準にすべきであるという先生の御意見のようには聞かなかつたのでありますが、その点を念のためお聞かせを願つておきたいと思ひます。

○公述人(井藤半彌君) おっしゃる通りだと思ひます。それで実はさつき納税人員が、五十万円以下が八四%なんと申しました。これは実は私昭和十年を基準にして比較しておるのでございませう。それで昭和十年はきょうこは申し上げませんでした。というところは、あまりにも同じことを言うので恥かしいので、実は千二百円を今の貨幣価値に直して四十万円じゃないか、そこで私四十万円というところに線を引いたのですが、ですからやはり戦争前と比較

するの、いいと思います。それではなぜ戦争前に比較しないか、この場合昭和二十五年を持ってきたか、これは戦争前の日本の税制と現在の税制とが非常に根本的に違っていますために、比較が無理なんでありまして。そうすると現在の税制は昭和二十五年から実施されましたシャープ税制からスタートしておりますから、それを一応基準に持つてきたのであります。ですからよりよくといひますか、より合理的にやるには、昭和二十五年と現在、それから昭和十年のいわば事変前と現在と比較するのがいいんじゃないかと思ひます。その場合に一応問題になるのは、納税人員、もとは百万人にも足りなかつたのが、今は九百九十九万人になつておる。人員とか、それから免税点、千二百円が今度八万円ですが、免税点は基礎控除だけとはいへませんが、現在扶養控除なりその他の控除が今つと割合がよくなつておる。この点もございまして、それです。今おつしやいますお説にはもちろん賛成でございます。やはり十年と二十五年のその辺をとるのがいいんじゃないかと思ひます。

審議中の三十年度税制改正案につきまして、御指名がありましたので、金融界の立場から、預金利子課税免除の問題を中心として意見を申し上げたい、かように存じます。

今日税制改革を考へます場合に、その基調となるもののは、申すまでもなく減税であると思ひます。わが国の租税負担は戦時中はもちろん、戦後におきましても、当初は大むね増大傾向をたどり、ようやく昭和二十五年、シャープ勧告による税制改正を契機といたしまして、租税負担の軽減、適正化がはかられるようになりまして、今なお租税の負担はかなりの重いものがあると思ひます。これは前公述人の井藤教授からも詳細データをあげての御説明がありまして、私も大体同じ資料を用意して参りましたが、これを省かしていただきますのであります。

そこでこれがため国民生活の安定は、いまだ十分な域に達してありません。また現下最大の課題である資本の蓄積も思うようには進んでおらないのであります。この意味におきまして、租税負担の軽減は、かねて国民各層からの強い要望であつたものであります。が、今回、先に政府原案の三百二十七億円の減税に加えて、さらに過般修正によつて六十七億円の減税が繰り込まれましたことは、私どもとしてまことにけつこうな次第であると存するのであります。特に現下のわが国の経済の諸情勢を直視いたしますと、当面最も重要な課題は何かと申しますと、私は言下に輸出の振興策を確立することだと思ひます。これと同じウェイトにおいて社会保障の充実による国民

生活の安定を考へるべきではないか、さらにこれらとの関連において資本の蓄積を促進すべきである。要約いたしますれば、多々当面の重要問題はございまして、まずさしずめ私はこの三つが大きな問題であるように思ひます。あります。もちろんこれらは相互に深い関連を持つておりまして、たとえば輸出振興の問題を取り扱ひにいたしましても、租税措置だけではいまだ完璧を期するわけにいかないと思ひます。輸出の振興は、要約すれば良品を廉価に作り出す、すなわち技術とコストの引き下げをするということでありまして、いわゆる合理化の促進なるものはこれを意味してあるのであります。が、しからばこのコストの引き下げを何によつてするかということになりますと、申し上げるまでもなく、これは蓄積によつてなされなければ、逆にインフレ的な逆作用を生んで参ります。コストはむしろ上がる可能性すら持つておると思ひます。

そういふふうに考へますと、この資本蓄積こそこつこつた諸政策の前提をなす政策ではなからうかというふうに考へる次第であります。

本税制改正案は、これらの重要な観点から見ても、個人の低額所得者の所得を軽減する、あるいは法人の低額所得に重点をおいた軽減をはかる。さらに輸出振興においては、輸出所得に対する控除制度の控除額を引き上げる。また資本蓄積の推進のために、一般法人税の引き下げ、預金利子課税の免除、並びに配当控除額の引き上げ等を実施せられまして、それぞれ

の課題解決に向ひまして、税法上一步進められた適切な措置であると考え

るのであります。このような重点的減税のうち、私の本日言及していただきたいのは、預金利子課税免除措置に關しましては、配当所得とのつり合いの問題、租税負担の公平の問題、本措置による預金増加見込み等が、すでに従来しばしば問題となつておるようになつておるのであります。自然以下これらの点につきまして、いささか私見を申し述べたいと存じます。

まず第一の問題は、今回の預金利子課税の免除によつて、配当所得課税との間に不つり合いが起きやしないかという懸念は、先ほどいろいろお話しがりましたので、詳しいことは言及いたしません。政府原案が発表されて以来、しばしば論議された結果、衆議院における過般の修正がありまして、配当控除額が従来の二五%から三〇%に引き上げられたこと、並びに配当の三千円の申告義務が、五千円に引き上げられたことの結果、こういうことをすること自体が、法人税の根本的な觀念からいへば無いかという論議につきましては、専門家にいろいろ御意見のあることは、ただいま拝聴した通りと思ひますが、預金とこのつり合いに關する限りにおいて、私は、おおむね是正をされた、不つり合いはそれよりになつたというふうに考へておるのであります。これについて、まだいろいろ詳しいことを申し上げるつもりでおりますが、先ほどそれがすでにほとんど言ひ尽された観がありますので、個々の点は省略させていただきます。

明治以来のわが国経済の発展過程を振り返つてみますと、資本蓄積が不十分でありましたために、戦前には、

民間投資では、金融機關の手を通ずる間接投資がきつめて大きな比重を持つておりましたために、税制面でも間接投資を促進する方法として、利子所得の優遇措置がとられてきたのであります。これが戦後になりましたと、預金の面でも各種の優遇策もとられました。が、証券民主化政策、あるいはシャープの税制改正措置を通じて、一段と直接投資を奨励する方針が推進されて参りました。しかしながら現在の資本蓄積が戦前に比べて、はなはだ不十分なるものがあるものであります。たとへば昭和十九年末の株式払込金、積立金、社債、全金融機關の預金の合計は、七兆五千九百七十六億圓に達してあります。が、これは昭和十年末の貨幣価値に換算いたしますと、(この換算の仕方は、東京卸売物価指数昭和十年基準率の三百五十一倍をかけたものであります。二百十六億圓となりまして、当時のこれらの合計四百六十七億圓の四六・三%に過ぎない状態になるのであります。従つて、今や直接投資、間接投資の別なく、ともにこれを優遇し、双方相待つて資本の蓄積に努めなければならぬと考へる次第であります。この意味におきまして、今回の預金利子所得、配当所得双方にわたる優遇措置は、きつめて適切であつたと思ひます。

第二の問題点は、預金利子課税の免除が、租税負担上、高額所得層には大きな利益となつても、国民大衆、勤労者にはさほどの利益とはならず、いわゆる租税負担の公平という原則に反するのではないかという問題があります。たしかに今回の措置によりまして、預金利子所得という資本所得は、全然

○委員長(青木一男君) ありがとうございます。

○委員長(青木一男君) 次に、全国銀行協会連合会副会長堀田三三君にお願ひいたします。

○公述人(堀田三三君) ただいま御紹介を受けました堀田でございます。御

○委員長(青木一男君) 他に質問があらうかと思ひますが、時間の關係上、井藤教授に対する質疑はこの程度でとめたいと思ひますが、御異議ございませんか。

○委員長(青木一男君) ありがとうございます。

課税をされないようになるに反し、毎日の勤労の成果である国民一般の大衆所得には、かなりの税金がかけられることは、租税負担上不公平な所しりがあるかと思ふのであります。しかしわが国の現状を見ますと、先にも申し述べました通り、資本蓄積は戦前の半ばにも達しておらないのに反し、生産は戦前を七割程度上回り、また人口は戦前の三割程度上回つておる状態であり、ますから、資本蓄積をはからずして、国民経済の円滑なる循環と発展を期待し、かつ国民生活の安定向上を期することは、ほとんど不可能に近いと思ふのであります。従ひまして、国民経済の水準向上を所期する限り、資本蓄積の促進策こそ高位の優先順位を与えられるべき時期であると存するのであります。すなわち将来の経済の発展、国民生活の向上のためには、一時、租税体系論、あるいは租税理論から言ひましては、理想的体系を実現することはできないといひましたも、またやむを得ない客観情勢ではないかと思ふのであります。ゆえに、国家的、大衆的な見地から、時間を限つて資本蓄積を増進することが、結局回り回つて最後に低額所得者にとつても利益となると考へる次第でありまして、しこうして、このような事例は本改正案にのみ限つたことではなく、西独においては、さらに一歩進んで、長期預金を預け入れた場合は、元金の一定割合の所得控除を初めから認めておるような次第でもあるのであります。かく考へますと、時限立法として取り上げるのであれば、現状、当を得たものではないかと存する次第であります。

以上の、利子所得者その他の所得者との間の租税負担の問題につきまして申し述べたところでありますが、次に小額預金者と高額預金者の租税負担の間に不均衡があるのではないかとこの問題について考へてみますと、今回の免税措置は、実際問題として、両者の間に危惧されるほどの不均衡はまづないと思ふのであります。すなわち、最近の預金の金額別構成を見ても、この程度の預金利子の免税限度であるところの十萬圓以上の預金が増加したとしておきまして、ことに十萬圓から五十萬圓にかけての預金、金額でも口数でもかなりの比重を持つておるのであります。このことは、すでに十萬圓以上の預金も、ある意味において大衆化したといふことを物語つておるものであらうと思ふのであります。先ほどもお話しがありましたように、十萬圓を戦前の貨幣価値に換算いたしますと、私の使ひました三百五十一倍の倍率でいけば、二百八十圓、約三百圓といふことに相なるのであります。戦前三千圓まで免税されておつたという事態にかんがみまして、これでは十萬圓の限度では少なすぎる。それ以上のものがかなり大衆化してきておるといふふうに考へておるのであります。今回の免税措置は、この面から考へても、大衆課税を軽減するに資するとも言へると思ふのであります。もつとも、かように申し上げますと、国民貯蓄組合法による免税限度を、十萬圓から相当高額に引き上げれば足りるのではなからうかという御意見も出てくるかと思ふのであります。しかし、ここに重要なことは、免税に制限を設けることの預金者心理に及ぼす影響も大いに考へなければならぬ

のでありまして、実際問題としては、預金者心理といふものは、はなはだ微妙なものでありまして、免税に限度を設けずと、その限度以下の預金者の貯蓄意欲までも減殺されることは否定し得ないと思ふのであります。また實際上、銀行預金者の金額別の構成状態を見ますと、一口百萬圓以上の個人預金者は口数においても金額においてもきわめて少いのであります。従つてそこまで一律に全部免税するということも、実質的の効果は大して変りはないといふふうに考へる次第であります。

第三の問題は、今回の措置によつて果して預金が増加するかどうかといふことであります。この点につきましては、預金の利率が依然として貯蓄と密接な関係にあること、並びに、過去の例を見ましても預金の優遇措置がとられたときには、必ず預金の増加を伴つてゐるといふ、この二点より見まして、預金の増加を招来することが確実であらうと思ふのであります。しかばどれだけ増加するか、こゝういふことであります。これは全く腰だめで、何らの確信は持てないのであります。するけれども、しかしながら、金融機関を通じて四、五百億くらいのところ、普通銀行を通じて三百億くらいのところは一応想定の中に入れておる次第であります。すなわち、まず預金の利率と貯蓄の関係をみますと、最近では、預金の増減は、国民所得の増減によつて大きく左右されるものであつて、利率に影響されるところは少いといふ意見もあるのであります。しかしながら、わが国の資本不足の現状において

は、インフレ的な方法で名目的に国民所得と貯蓄を増加せしむることは排すべきであり、着実な国民所得の増加と、その中で貯蓄に振り向けられる比率、すなわち貯蓄性向を向上せしむることが肝要なことは申すまでもありません。一昨年度以来の引き締め政策によつて、通貨価値がほぼ安定して参りましたために、貯蓄性向は向上をたどつております。このような時期におきましては、預金の利率が貯蓄性向に敏感に影響することは確実であると思ふのであります。従ひまして、今回の措置が、国民の貯蓄性向を向上せしめ、貯蓄の総額を増大せしめる効果も大きいといわざるを得ないと思ふのであります。

最後に、本案の成立によりまして、われわれ金融機関といたしまして、預金増強に挺身する基盤を与えられるとともに、その結果集め得ましたる資金の運用については、言ひまでもなく国家目的の達成のために役立つよう、運営に心がけなければならぬと存じておる次第であります。従ひまして、われわれは、資金運用面における産業資金の確保と、オーバー・ローンの解消による金融の正常化に一段と努力をいたしますとともに、一そう銀行経営の合理化をはかつて、よく国家的使命の達成を期したいと存じております。

以上簡単にございましたが、卑見を申し上げます。

○委員長(青木一男君) 質疑がありません。

○土田国太郎君 ごく簡単にお伺いたしたいのですが、今七兆何億の蓄積でしたね。それが戦前と三百五十一倍の比

例のようですが、それと比較いたしまして、計算すればわかることですが、今の蓄積金額と、戦前の蓄積金額と比較いたしまして、どんなふうなパーセンテージになつていますか。

○公述人(堀田庄三君) 預金の面です。

○土田国太郎君 今の蓄積と戦前の基準年度あたりと比較した……。

○公述人(堀田庄三君) それは、全体の蓄積といふと、ちよつと計数がありませんが、預金の面で銀行勘定で申しますと、銀行に關する限り六十一%であります。二十九年度末が。

○木内四郎君 今、堀田さんから、資金がふえてきたら、それを国家目的の方に使われるというお話がありました。が、大へんけつこうなことであります。いろいろな金融機関その他のお話で、国会できめたり、政府がきめたりする、これは形はいろいろあるでしょうが、そういうことでなしに、金融機関がみづからきめるのが適當だという御意見等も散見してゐるに思ふので、それが、その国家目的に沿つて使ふかどうかといふことは、きめ方ですね、それについて何か伺つておきたい。

○公述人(堀田庄三君) その問題は、非常に私は、今度重要な一つの課題に思ふのであります。これは率直に結論から申し上げますと、金融機関としては、金融機関の自主性を一つ尊重して、その上で、国家目的に沿うような方向に協力をさしていただく、これが一番望ましいことと思ふのであります。これは実は金融というものが、ある程度と申しますか、完全に——完全にとつて、あるいは詭辯があるか

もしませんが、一つの中立性を維持していただきたい、こういう念願がかねてからあるわけであります。しかし金融に政治なり政府なりが全く無関係でないのかどうかという問題は、これは世界でこの国でも相当問題になっておる。現にアメリカでも、財務長官と連邦準備銀行の總裁の間に、その問題については、かなり大きなやりとりがあったという事は、まだわれわれの記憶に新しいのです。従つて国家というものに発言権がないという事は、私はもちろん言えないだらうと思うのであります。しかし、金融自体が政治によつて常に左右され、その時の政府によつてその方向がしつちやうゆがめられる——ゆがめられると言ふ言ひ過ぎかもしれませんが、規制されていく、こういう習性を作るといふことは、大きな観点から、災いではないか。従つて、いつの場合でも、金融が国家の政策に協力するといふことは、これは当然だと思ひますが、それをきめる方法なり態度は、やはり金融に一つの自主性を持たしていく、こういうことで、方向づけは、やはり国家の必要な方向に協力するといふことではないかと思ひます。

○木内四郎君 それに関連して簡単に伺いますが、今お話をあつたように、世界各國共に、資金の使用の方向、国家目的に沿つて使う方向については、それぞれ国会その他で定めるわけであります。ことに日本の現状から見まして、最近資金の計画につきまして、予算において、あるいは年度の六カ年計画、そういうものによつて、大きな方向は、やはり国会において、国権の最高の審議機関の国会においていろいろ

る論議されてきめられておることは、それは御承知の通りであります。それは、その線に沿つてやられる、こういうわけですね。国会におきまして大きなワケをいろいろきめておられますが、その範囲を逸脱してまで、それは別に金融機関にまかせてくれといふ意味じゃないのです。

○公述人(堀田三三) もちろんそうであります。それで、国会で直接扱われる資金計画その他は、これは政府の財政資金を直接投融資される開発銀行なり、輸出入銀行なり、そういうものを直接縛られることは、これはもう当然であります。しかし、その線は、即ち国家の金融政策の線であるという方向のものであるとわれわれは了解するものであります。やはりその線に重点を置いてわれわれは協力する、こういうことと間違ひはないのであります。

○山本米治君 この預金利子の免税は、租税の理論上はあまりおもしろくないけれども、この際、資本蓄積という非常に重要な国家目的のために、やむを得ないというか、そういう意味においてわれわれもけっこうだと思つております。先ほども言われました、これによる預金の増、これは全く腰だめというか、腰だめ以外にないでしようが、銀行局長は、どこかで、五百億ないし千億、これは要するにプラス・アルファになる金額でありますから、当然預金が増えるかもしれません、この新たな制度によつてプラス・アルファとして出てくるものがある、言われておるわけであります。これは腰だめの数字を争つてもしょうがありませんが、銀行局長は五百億ないし千億というお話で、今四、五百億というお話

でありましたが、今までも十、二十万円でのもは免税になっておる。それ以上持つておるものも、口数を分けて免税の恩恵に浴していたといふことから見ると、あまり大きな数字は期待できないように思ふわけですね。二、三百億でもふえれば、ふえただけ、けっこうなんですが、その辺は皆さんの方で専門家が御検討になつた結果が、四、五百億という数字でしようが、概測としてどうでしょうか、もう一ぺん伺いたいのです。

○公述人(堀田三三) 今のその問題ですが、全くこれは理論的根拠は実は何もないのであります。そこで先ほど申し上げましたように、全免しなくても、限度引き上げでもいいじゃないか。新しいソースが生れてこない、従つて預金が増えるといふことは、どこから来るか、横流れじゃないか、こういう議論もおありだらうと思ひますが、これは先ほど公述人の井藤教授からもお話がありました、私の考えでは、貨幣価値の安定といふことが、預金増強の一番大きな要素である。これはインフレ政策をとる限りにおいては、換物、物でとるといふ考え方は動かない。デフレになればその逆であつて、貨幣価値がそれだけ増大するといふことで、どうしてもそこに重点があるものであります。たまたまそういう時期が一昨年の十月、デフレ政策をとられてから展開をしている。そこに利率率といふものの引き上げが、これはプラス・アルファとなつて働きをする、

こういう考え方も、もう一つ、ほんとの貯蓄奨励をやるといふことであるならば、利子の引き上げのほかに、政府が、あるいは国民が、消費節約の運動を起していくとか、あるいはそういった方に及ぶとき政策をやつていく。これと相まつて初めて大きな効果があるのじゃないかと、かように存じております。従つて、先ほどの数字の腰だめの根拠は実はないのであります。まあ全国の金融機関で五百億、そのうち銀行は三百億と、まあ考えておるのであります。本年の貯蓄目標が八千億と想定されておまして、銀行を大抵四千億、その五割と思つておりましたけれども、今回の措置があれば、あるいはその一割増し、四百億くらいを目標に進んで行つたらどうか。だから今三百億といふのは、むしろ私どもとしては安全率を考えたわけではない、一割くらいこれによつて責任額をふやそうといふ意欲に燃えておるわけなんです。

○小林政夫君 まあ税制の問題とは離れますけれども、今の問題に関連して、今度の自民の予算折衝で四百一十億といふところの金融債及び四十五億の国鉄債をあなたの方へ押しつけるという結果になつたのであります。大蔵大臣は、もう完全に消化いたしますと、この予算委員会でも何回も言明しておられますが、金融機関の立場からその点について御所見を伺いたいと思ひます。

○公述人(堀田三三) その問題でございまして、これは極力その線に沿つて御協力したいといふふうに考えております。ただ、もし思ふように貯蓄が伸びません場合、われわれのオーバー・ローンとなつております日本銀行借り入れの返済が遅れて、金融の正常化が遅れるといふような結果が来やせんか、あるいは産業資金の方をそれだけ減らすような結果にはせんかと、

そういうことを非常におそれているわけですが、どうしてもこういう措置をしていただいた上からは、やはりプラス・アルファを出して、従つて引き受けても、それを消化しても、なおかつ金融正常化の線あるいは産業資金の供給の線に事欠くような行き方は万しいないといふ決意を持つておるわけなんです。

○平林剛君 今あなたの御説明でありまして、今回の政府の措置が資本蓄積のためになるから、国家的に見て御賛成の御意見であつたのであります。まあ私はこの点について、もちろん国家的に見て資本の蓄積が大事なことはわかりますが、問題は、この蓄積された資本といふものがどういふふうに使われるか、あるいはそれが有効的に使われるかどうかといふことにむしろ大きな問題があると思ひます。もう一つは、大衆が、一般の人が、先ほど井藤先生のお話のように、大へん疲弊しておる時代に、大衆の疲弊困憊した中で資本の蓄積が行われて、一体それがどれだけの役に立つか、国といふものは国民で構成している以上、そういう見地から考えなきゃならぬと思ひます。特に今度の政府の政策を見てみると、私は、たとえば輸出業者に対する減免の措置をする、そのことよりも、根本的に貿易政策をもつと考へていくことが輸出振興になるのであらうし、資本の蓄積のことを考えますと、むしろ通貨価値を安定させるといふことに根本的な原因があつて、利子に対する減免措置がそれに役立つ、それはプラス・アルファとして何らかの意味で役立つことは事実でありましようが、やはり根本的な措置を置き去りにした、私に言わせれば、こ

その的なり方では、ほんとうの資本蓄積になり得ないのではないかと、こゝからいけば、むしろやらないよりやった方がいいから、そうして賛成をされるかもしれないが、一つあなただけから、根本的なことについても、やはり国家的に見て、この際御意見を聞かしておいていただきたいと思ふのです。それからもう一つ、先ほどあなたもお聞きになったように、現在の勤労者全般の申告所得やあるいは源泉所得の例から見まして、五十万円以下の所得の人が八四％である、申告所得の場合に……また源泉所得の場合におきましても、五十万円以下の所得者は九四％である、こゝより御説明がございました。私はこれは今日の国民生活の実態であると思ふのです。そういう意味からいいますと、今、銀行に対する預貯金の額が、大体五十万から百万というの、これはまあ食つちやつて、あと預金を下げるという方の人たちだと思ふのでありますが、私はこの点から見て、今度の措置は非常に小範囲の人に対する措置だと思つておるわけでありまして、きよう数字をお持ちであるかどうかはわかりませんが、念のため、銀行に預貯金されるものの口数です、それと、どのくらいの人たちが預金者になっているかということ、数字がございしたら、一つお示しを願ひたいと思ひます。

○公述人(堀田三三) さきの経済政策、産業政策の根本に触れた問題であります、あるいはそれで集めた預金の流し方いかんによつては意味がないやないか、こゝからお話しであります、これは相互に関連してと思ふのであります。これはお説の通りだと私は思ふのであります。従つて集めた預金をできるだけ効果的に、国家的に沿うような行き方において使用するということは、もう当然であつて、きつめてこれを効率的に使用したいという線に沿つて運用の面にならなければならぬと思ふのであります。それにつけても、私はかねて、自分の持論でありまして、金融だけで経済の立て直しをやるというところは、所詮いろいろ弊害ができる。最初の段階におきましては、それはおそろく非常に効果を發揮したろうと思ひます。一昨年の十月から去年の夏までぐらいは、真に金融引き締めがデフレの効果を私は發揮したと思ふわけですが、去年の夏から今年の春までぐらいの間の輸出増加という面も、それに附随していろいろ国際収支の改善が行われたのであります、しかしこれはもう一つ、そういう一引き締めの効果のほか、より大きな原因があるのです。これは国際情勢が、つまり客観情勢がよかつた、ヨーロッパが景気がよかつた、アメリカがよかつたといふこと、日本のものが大いに役立ったといふこと、もう一つは、出血とか、あるいは補償リソク制というふうなものも加つて国際収支が改善されたのであります。今日になりますと、引き締めとか金融だけの問題ではなく、もう事実的にデフレといふものは進行しかけてゐるのではないかとこゝに考へるわけでありまして、そこで今年の課題としては、金融だけでやるのは、やはり無理ではないか、これに附随する総合政策といふものが随伴していくのが絶対必要である。そういう意味におきまして、金融機関の立場からいつても、目標と

して国家が一つの産業計画を立てて、それに向つての一つの線をはつきりお示しを願ふということが必要になつてくる段階であるといふことを感じているのであります。経済六カ年計画といふ一つの構想を持つておりますが、これに関するほんとの方法論、あるいはそれをするのにどういふ具体的な措置をするといふことについて、やはりすみやかに根本の施策を考へていただいて、金融はこれに歩調を合わせていくという段階が、私はそろそろ来ているのではないかとこゝに考へる次第であります。

次に預金の構成その他から考へてになりまして、五十万円以下の所得の実態に徴して、国民生活の実態からいふと、今度の免税を受ける階層が比較的小規模じゃないかといふお話しがございしますが、今、銀行の預金は非常に口数がふえて、約三千六百万口に上つております。預金の残高は約三兆円。従ひまして一口当り平均約八万円。こゝよりいふことになつておきますから、この概算だけでは即断をすることは許しませんけれども、平均で見ますと、非常に零細な預金から成り立つてゐる、こゝよりいふに考へられると思ふのであります。

○委員長(青木一男君) この程度で堀田さんに対する質疑を終りたいと思ひます。暫時休憩いたしまして、一時半より再開いたします。

午後零時三十一分休憩

午後二時四十分開会

○委員長(青木一男君) 休憩前に引き続き公聴会を開きます。

日本中小企業団体連理理事森田彌市君に公述をお願いいたします。

○公述人(森田彌市君) 私はきよう申し上げる方うちでも理論的にいろいろなことを研究したものでありませんし、非常な経験を豊富に持つてゐるものでもありません。ただ市井の経営者といひまして、今度政府あるいは国会方面で改定案につきましても、私どもが社会活動といひますか、経済活動をいたしております面から感じました二、三、あるいは日ごろ私どもが同志とともに運動いたしております中、中小企業の振興の面から、ぜひこゝよりふりうしていただきたいという点について、若干私見を申し述べさせていただきます。ただ遺憾なことは私どももきようこへお呼びをいただきましたが、所得税法の一部を改正する法律案あるいはその他の法律案等の上程について、詳細の実はその趣旨その他について説明を受けておりました。ただ文書によつてその趣旨をくみ取つたという程度のものでございまして、政府あるいは国会方面の御意向を私どもが十分に感じとつていない、勝手な意見を述べるといふような節もあるかと思ひます。こゝよりいふけれども、その点につきましては一つ情状をお聞き取りいただきまして御賢察をいただきますと思ひます。

私ども中小企業家の立場から申し上げますと、先生方に一々そういふことを申し上げる必要はないと思ひますが、一、二、三、あるいは日ごろ私どもが同志とともに運動いたしております中、中小企業の振興の面から、ぜひこゝよりふりうしていただきたいという点について、若干私見を申し述べさせていただきます。ただ遺憾なことは私どももきようこへお呼びをいただきましたが、所得税法の一部を改正する法律案あるいはその他の法律案等の上程について、詳細の実はその趣旨その他について説明を受けておりました。ただ文書によつてその趣旨をくみ取つたという程度のものでございまして、政府あるいは国会方面の御意向を私どもが十分に感じとつていない、勝手な意見を述べるといふような節もあるかと思ひます。こゝよりいふけれども、その点につきましては一つ情状をお聞き取りいただきまして御賢察をいただきますと思ひます。

できると思ふのであります。私どもは家内、子供、家族あるいは親戚その他をいけば打つて一丸として一家を経営しておるわけがございしますけれども、いかに働いてもいかに努力をいたしましても、現在のいわば政治の情勢と申しますか、経済の情勢と申しますか、そういう中で仕事を、ガラス張り仕事をして、きまつた通りの税金をとられていくことは、決して世の中に立つていくことはできないということ、私は申し上げられると思ひます。あります。もちろん、世の中のつき合ひで、あるとか、その他を一切やらないで、娛樂もやらないで、ただ働いて税金を納めるというだけでは、あるいはそれはできないかもしれません。しかし憲法で許された最低の文化生活を営み、国民生活を営んだ上で税金を払ふといふことは、なかなか至難のことであると思ひます。そういうようなことを政府なり国会なりで、いわば私どもに言わせると、だんだん御賢察をいただいた結果として、少額所得者に対するいろいろな措置といふようなものについてお考え下すつて、今回もそういうような措置が講ぜられることになつたと思ひます。こゝよりいふけれども、さらに私どもはもう少し一歩を進めて、根本的に国民の大多数である中小企業者が安心して、喜んで税金を納めるような措置をとつていただきたいと思ひます。

そういう点からお願ひいたしますと、今度の所得税の改正の中に私ども経営者であつて、いわゆる所得を納める者いわゆる給与所得でない所得税を納める者につきましては、その大半が中小企業といひまして、零細企業が多いの

でございます。経営者であると同時に、これはいわばりっぱな勤労者でございます。しかもその努力、その心配、そういった点につきましては、いわば勤勞所得をいたしておる者の比ではないと思ふのであります。非常に勤務時間も長くしなければなりません。たとえば私どもの近所を見ましても、八百屋であるとか、つけもの屋であるとか、もう朝の七時ごろから夜の十一時まで働いて、そしてやはり上つてきた所得については同じような税金をほとんどとられておるといふようなことでございます。従つて私は少額の所得者に対しては、相当多額の所得をいたしておる者と別個に特別な保護の処置をしていただきたい、こういうふうにお願ひを申し上げたいと思ひます。それは、たとへば給与所得に認められておりますいろいろな特典などを給与所得以外の少額の所得者にも何かさういつた制度を設けていただきたい、こういうわけなんです。

それから中小企業家といつたしまして、所得に關して一つの光明であると思われましたのは、青色申告の制度であるのであります。青色申告は納税者と税務署の方とを協力態勢によつてその実を上げるという点については、非常に考へ方としてはいい制度であるのでございますが、おそらく最近の人情から照らしましても、相当な文筆のいわばくせのある、ペンを持ったことがあり、書類を作つたことがある、あるいは記録をしたことのあるような方は、それで相当救われていると思ふのでありますけれども、まだまだ日本の中小企業家の中の大半は、割合と文筆に親しんでおりません。従つ

て、青色申告をいたしますことは、非常な努力を要するやうなわけでありまして、ほとんどもが、たとえば十人、二十人ぐらゐの従業員を使つておるやうなところにはいたしません、ほとんど、さう言つて失礼な言ひ分であるかも知れませんが、許理士あるいは税理士等のさういふ手数をかせぐために精一ぱいである。青色申告をしないで税務署におまかせして税務署の言ひなりのものを納めると、適正な税金を納めるために青色申告をして、さらにその上さういふ他人の手をわずらわして青色申告のいろいろな手続をしたり、年間の記録をしていただいたりするやうなことを加算したまうと、相当な多額のものになつてしまふわけでありまして、従つて、私も納税者の方からお願ひしたいと思ひますのは、青色申告の制度をもつと簡素化する、あるいは直接税務署の方に、たとえば現在青色申告を一般の中小企業家がやつておられますのは、売り上げあるいは買入れその他のものをその日その日簡単にメモなり伝票なりに書いておく、それを半月なり一月なりためたものを許理士の方がまとめて持つて行つて帳簿へつけてくれる、その費用が相当多額に上るわけでございます。さういふやうなことをただ伝票だけつけておけば、税務署の方でそれをめんどろ見てくれる、これは大福帳のやうなものであつても、つけておけば、それを税務署の方で何かめんどろ見てくれるといふやうなめんどろを見ていただけないか。さらにさういふやうなことで、ではできないといふのでありますならば、現在のように一部許理士なり税理士の方たちにお世話をお願いとして、

青色申告を大いにやりますので、その他人にさうした事務処理をしていただきます費用程度のものは、特に青色申告をした者に対しては特別控除をしていただければ幸ひである。それはぜひ一つ、さういふやうな青色申告をしてもあるいは普通のあれであつても、ただ更正決定その他若干有利ではあるけれども、税率については現在一向御考慮をいただけないわけでありまして、従つて、さういふ余分な費用を使つて青色申告をいたすのでございまして、その余分な費用程度、支出に相当する程度のものは何か一般の青色申告以外の課税率よりも特別に若干控除していただけたならば、青色申告は非常に中小企業家としてたやすく手がつかぬではないかと思ふのであります。さういふ点について一つ御考慮をいただきたいと思ふのであります。それから所得税の調査あるいは決定等につきましては私どもが一番悩まされておりますのは、いわば大法人ならばほとんどさういふことは無いと思ふのでございしますが、小法人あるいは小法人以外の一般の企業家などは、税務署の方にいろいろの支出を認めさせたりあるいは借入金などを認めさせたりすることがきわめて至難なんでありまして、いわば税務署の方では脱税の準備だらうといふやうな目で見られますために、非常に苦しくなつて、親戚、友人、知己等から金の借り入れをしておる。しかしその借り入れも、単なる借り入れ証文では税務署はこれを認めない。相當うがつた、担保にでもはいつておるやうなものでないと、すなおには認めて下さらぬ。さういふやうなことで、国民金融公庫であるとか、その他正規の

所から借り入れる以外は、ほとんど認めさせるのに困難であるといふやうな事情でもあります。それから未収金の問題もありません。売掛ではいつて来るか来ないかはつきりわからないやうなもので、あるいはほとんど取れなくなつてしまつたやうなものすら、二年を経過しないといふことを税務署はやはり資産勘定の方に入れなければならぬといふことで、実際はあの金はもうはいつておそろく来ないだらうと思はれるものであつても、その年度には相當な利益が出たんだとして課税をされる。あるいは在庫品などにおきまして、たとえば私どもの例をとりますと、私は出版を業としておるのでございまして、たとえば一度も返つて来てしまつた本といふのは、ほとんど定価なり卸値では販売できないわけでありまして、ところが、それが庫にある間はある程度それを半額であるとか七割であるとかいふふうに見込まれてしまふわけでありまして、ところが、一度返つて来たさういつた本といふのは、もう目方で出すよりほかに方法がないやうなものであります。ですけれども、それがあるいは注文によつて出ないとも限らん、さういふやうな事情にあるもののために、スクラップとしてそれを落すことを認めていただけない。従つて、私どもは売掛金の場合でありまして、はいいつて来ないんだと説明をして、これははいいつて来るものとして資産勘定に入れられる。あるいは在庫品もそのやうな状態でありまして、私どもの立場から行けば、これを業者の方ではいらぬ売掛金なんだ、落したんだといふのを、どうしても落してくれないのなら、私どもの立場で

言わしむるならば、これは税金で振りかえてもらへば一番いいわけでありまして、われわれは取れないと思ふ、税務署はそれはまだ取れるんだ、二年間の間は落すわけに行かないんだ、さういふなら、取れるんだと税務署が言うならば、それをいわば税金その他が物納が認められていた時代なんですから、売掛金、在庫品を税務署が査定したのだから、その通りあなたたち持つて行つてくれればいいじゃないか、私たちの立場とすればさういふ。その点をもう少し実情に即した、納税者側の意向を体して査定をしていただきたい。税務署が取つていただけないやうな売掛金であり在庫品であるならば、やはり納税者側の言ひ分もある程度聞いていただきたい。さういふやうなことを私どもは、だだをこねるわけじゃないのですけれども、言いたくないわけでありまして、さういつたあれもありませんので、私どもは青色申告に対してもさう少し優遇して処置をしていただきたい、さういふわけでありまして、それからこれは私どもも中小企業家の中の少額所得の法人にももちろん当てはまることでございしますが、今度の税制の改正案によりますと、年額五十万以下の所得に對しましては現在の百分の四十二を百分の三十五に減らしていただく、あるいはそれ以上のものに對しても百分の四十にしていただくといふやうなことでございしますが、私どもも中小企業家の立場からばかり申し上げて申しわけないのですが、私どもはお願ひいたしますのは、あるいは意見といたしましては、もつと差のある累進課税と申しますか、さういつたことをやつていただきたい。たとへ

は五十万までは百分の二十五くらいにしていただきたい。それからだんだんやはり累進して百万あるは一千万あるいは五千万、一億というふうに相当額を取つてもいいのじゃないかと思うのですが、それは御承知のように、戦前のように経済界がある程度安定しておつて、自分たちの努力で所得が生まれて来るというような時代でありましたら、ある程度所得の多い人はそれだけ非常な努力をしたから、それだけの所得が生まれて来たのだということが言えるわけですが、最近の仕事をいたしておりますと、如何に仕事を熱心にやつて、いいアイデアをもつてこの事業を進めて参りましたも、国の政策であるとか、あるいは時の流れであるとか、あるいは新しいものの発明であるとか、そういうふうなもの、いわゆる時流のために如何に努力をしても、利益が生まれて来ない。それからその時流に乗りつたりあるいは政治と手を結ば、誹謗があるかもしれない、いい意味で時流に乗りつたりあるというふうなことでありますれば、一億、二億の金を利益することはきわめて易々たることであるというふうなものが現在の、最近のこの所得の状況のように私どもは思ふのです。従つてそういう時流に乗つての所得、ほんとうの勤労によつてのみ生まれて来るものでないという考え方も一部入れていただきまして、この五十万、百万の所得に對しましては、その努力なり生活なりあるいは国民生活への希望なりを持たせるといふ意味から、なるべく低額にすべきである。高額の所得に對しては相当大幅な課税をしていいのじや

ないかと私も思ふのであります。少額所得は努力をしても、自分がまっ先になつて働いても、一方には大企業に圧迫を受けたり、あるいは中小企業の労働関係の法規も大企業の労働関係の法規も同じようなものでありますために、二十人、三十人の小企業であつても同じような要求を出してきてやつておるといふようなことでありますので、労働政勢にもたえられないというふうな状態でございまして、そういう点に對して、その結果である所得に對しましては相当多額になればなるほど累進した課税をして行くべきだと思ふのであります。

それからこれは実はこの問題には関係が薄いかもしれませんが、関連もありまして、私どもの立場からお願いをいたしたいと思ふのでございまして、事業税の問題であります。この事業税というものは商工業者だけが負担をしておる税金であります。農業、漁業等におきましてはこつた税金はないのでございまして、従つてそれはきわめてへんばな税金であると思ふのです。商工業関係は、それではほかの税金の面で非常に優遇を受けておるかといふと、そういうわけはございしません。あるいは品物については物品税を取られたり、いろいろな点で先ほど申し上げましたような所得の關係におきまして非常に苦しい立場にあるわけにございまして、それが農業、漁業等については課税しないで、商工業者だけにそのいふたような事業の多寡によつて税金を課するといふようなことは、私どもとしてはこれを廃止していただきたいと思ふのであります。それ

業家といつたしまして、運動をいたしましたときに、国会方面の答弁をいたしました。農業は土地から固定資産税を徴収しておる、だから大体バランスがとれるじゃないかといふようなことを政府の責任者の方が答弁をしたように新聞で伺つたのでございまして、けれども、私ども商工業者といへば行商をしてあるいは露店をやつておるのじやありません。店舗を持ち、事務所を持ち、工場を持ち、倉庫を持つて、それぞれ仕事をいたしておるのじやない、それぞれそのいふた工場、倉庫、事務所、店舗、そういうものについてにはもちろん農業者が土地について固定資産税を納めると同じように、私どもも固定資産税を納めておるわけでありまして、従つて農業が固定資産税を土地から納めておるから、商工業者だけに事業税を課するのは至当であるといふようなことは、私は當らないと思ふのであります。どうぞそういう点についても御考慮をいただきたいと思ふのであります。

それから私は日本中小企業団体連盟、協同組合連合会というふうな性質のもの、役員をしておりますので、そういう面からお願いをいたしたり、あるいは意見を申し上げたいことが二、三あるのでございまして、それは中小企業等協同組合に對する法人税といふのは、一般営利会社、株式会社等の営利を目的とする会社に課する法人税とちがひ、少くも政策的な意味から課税を緩和していただきたい、こつたわけでありまして、それは御承知のように協同組合といふのは、国がこつ何十年來中小企業を救うのは個々の業者を救つて

を貸す場合でもこれを協同してその保証力なり、団結力なりを利用して国が金を出すと保護育成をするとかいふようなことで、国として、国の方針として協同組合を作れ作れといふことを言つておつたのであります。そういうふうなために私どもも全国的に呼びかけていろいろな業種で協同組合を作つて参つたわけにございまして、それらが仕事を互いに協同にして、そして今日までやつて来たのでございしますが、その所得に對して一般の営利法人と同じような税金をかけるということとは、私は當を得たことではないと思ふのであります。いわゆる保護育成といふようなことは全然さういふ課税面で考慮をされないわけでありまして、私どもは協同組合を運営する場合でも同じ仕事をする場合でも、ほとんどたとえば商工中金から金を借りる場合でも、あるいはほかから金を組むの場合、あるいは個人保証をして自分の財産を投げ出す覚悟でこれをやつて、しかもそれを私することなしに、その業界の発展充實のために、私どもはいささかなりとも寄与しておるつもりでございまして、従つてこの協同組合が得た利益なども、国の法律によつて利益は上げないで、この業界のために寄与すべきであるといふ建前から、配当なども、出資金に對する配当は制限を受けて、一割以上やつてはけないといふふうに協同組合法で定められておるわけにございまして、私どもその線に沿つて運営をいたしておりますので、利益が出たからといって、それをみんなが分配して使つちまうといふ心配はないのです。普通の法人税はさういふ

心配があると思ふのでございすけれども、協同組合についてはさういふ心配がないわけにございまして、それをほかの法人と若干區別していただきたい、所得に對してある程度いわば安くできると思ひますならば、それが組合の資本蓄積となつて、業界のために再生産に使われることになると思ふのであります。そういう点で一つ、中小企業等協同組合法による協同組合の所得に對しては、法人税率はほかの一般の営利法人よりも相当考慮をして課税すべきである、まあこつたいふふうに考えるわけにございまして、

それからもう一つ、さらにこの問題について掘り下げて考えますと、この協同組合が得た利益金のうちで、出資に對する配当はまづこつたこととしてしましても、協同組合が利益を得ます、それを配当するわけにございまして、この出資金に對して配当するのと、それから利用率に對して配当するのと、二本建てに配当がなつておるわけにございまして、この利用率に對して配当をする協同組合の配当につきましても、これはもう全然利益ではないので、組合の経費を利用したときにしつておつたのでございまして、それが費用を差引いて余つたから、これをその利用している人に返すといふ、従つてこれは経費の一部出していただく、出し過ぎたから組合に返すといふ趣旨なんでありまして、一般の営利法人の利益金と全然性質が違つたわけにございまして、これに對しても同じように税金が課されておるのじやないかと思ひます。従つて年度末に決算をして利益が出た、そのうちで、利用率に對して配当をする部分は、優先的にですね、返

第五部附屬 大蔵委員会公聴会會議録第一号 昭和三十年六月二十日 【参議院】

三

えさしちまつて、残りの部分に対して税金を課するというのが至当ではないかと思ふんであります。こういう点について一つ御考慮をいただきたいと思ふのであります。

それから簡単にもう一つお願いしたいと思ふんですが、物品税と云うのがあるんですが、物品税とは当然消費税の性格でございますので、これはまあ消費する人が出す形になるわけでございしますが、実際の徴税は徴税技術の点からだろーと思ふんでございしますが、これは生産をした人が倉出しのときに全部を課税をされておるわけであります。そして、これが売れようが売れまいが、戻つてこようがどうしようが、一応それは、その出されたものは税金は戻らないということで、ちよーどまあ出版に対して著者の方に印税を払つて、検印をもらつてその本を出すわけでございしますが、それが返本になつて返つてきても、やはりその著者の方はその印税を返して下さらないで、やはり出版業者がその全額を負担するという形になつております。これと同じようなもので、本来ならば消費税あるいは間接税だから、消費者が払うべきものを、製造業者が取られておる、立てかえて取られておる、売れた場合は、これは消費者に転嫁されてだんだんいくわけでございますが、売れないで戻つてきたものは、依然として当然消費者が払うべきものを製造業者が立てかえたんだけれども、これをそのまま製造業者が泣き寝入りしなければならぬという事になつております。こういう点についても非常に取扱いがへんばなではないかと思ふのであります。それ

れから御承知のように、この物品税と云うのは、昭和十四年の七月に戦時立法として、消費を規制して、軍需資材を確保するということが一つの目的であつたのでございします。そしてその当時は五百種の事業種について物品税が課けられたのでございしますが、その後いろいろ政治力の強い業種が国会方面等に運動をして順次撤廃をされて今七種ぐらいが残つてゐるだけでありまして、非常にこゝろいつたやうな、もちろんそれは公平な目で皆さんが見て残るべきものが残つたんだ、当然物品税を課していいやうな数種が残つたとおつしやられると思ひますが、私もここ七、八年の中小企業運動を見ますと、政治力の強い不公平をぶちまける、デモをやる、そゝういつた品種が優先的に物品税が廃止されて、政治力のない、組織のない、力の弱いものが現在残つてゐるやうな感を受けてゐるのでございします。そゝういつた点につきましては、よしんばこの間もどなたか先生方に伺つたときに、そゝういつたやうな意味のことをはつきりと申しました。それだけ不満があるから強く當つてくるんだ、国会に声の反映されないのは、それだけまあいわけば不満がないんだろー、こゝろいふやうなことを言つておられましたけれども、必ずしもこの門をたたかなくても、より以上に苦しんでゐるものがあるわけでございます。運動の方法を知らない、あるいは組織力がな

ただきまつようには私はお願をいたす次第でございします。

○委員長(青木一男君) 御質問のある方はどうぞ。

○藤野繁雄君 今のお話のうちの事業分量に対する免税のお話があつたが、事業分量に対する免税はしてあると思つておりますが……

○公述人(森田彌市君) その仕事の上でですね、これはあとの決算をして、利益金を出して、そゝうしてこれを私どもは利用配当とそれから出資配当と、それから法定準備金、そゝういったものを引きまして、その全部に対して一応私どもは税金を払つておりますが、そゝういふ措置は実はなほに承知しております。

○藤野繁雄君 今の問題は、事業の分量に対して、配当は経費と見做つて損益計算を作るといふ場合において、損失に落して剰余金に上げないといふことになつてゐるのじやないですか、別な協同組合は皆そゝういふふうになつておりますが……

○公述人(森田彌市君) その損金への算入が認められていないように承知をいたしております。

○藤野繁雄君 それから今お話の法人税は一般法人より一〇%軽減するといふのは、今のところでは一般の方は四二%ですね、今度の改正によると二と三〇%ぐらゐになるが、そゝうするといふと、この今度の改正で一〇%減税になるが、どのぐらゐの減税にしてもいいか。パーセントを具体的に数字を示していただきたいと思ひます。

○公述人(森田彌市君) 今のお話は一般法人と協同組合が出される法人税でございしますが、それについては一般法人が三五%になるならば協同組合は二五%ぐらゐにしたい、こゝろ思つております。

○藤野繁雄君 今度の改正案を見てみると、一般法人は四二%が四〇%にして、さらに修正されて下げられるが、今度協同組合はそゝういふふうな関係で三五%が三〇%になつてゐるから、一般のものが四〇%であつたならば、それより一〇%下げたところの三〇%に現在なろうとしてゐる。それが三〇%よりどのぐらゐ下げていい、ただきたいといふお考えかといふので

○公述人(森田彌市君) 私どもは大体三〇%ぐらゐに、今のお話のようにきまりますればさしたる不満はないのでございします。

○藤野繁雄君 そゝうしますといふと、今度の改正案が適当なりとお考えになるわけですね。

○木内四郎君 今、国会の門を叩かないから下げられないものもあるといふお話ですが、何か一つ具体的に、二、三教えてもらいたいのですが、どんなもの、たとえば例をあげて言ふならば、抽象的ではちよつと私もびんとこないもので、何か、何か具体的な例を、このほかにも各方面に云々といふあなたの御意見、具体的に示していただければ……

○公述人(森田彌市君) 具体的にこれといふのはないのでございしますが、私もこゝろにいろいろと、私も日中連としてもお願いに來てゐるわけでございますが、(「全廃じゃないですか」と呼ぶ者あり)物品税などにおきまして、実はそれを私の立場で言つて私が小言を食ふと困るのでござい

すが、たとえばはつきり申し上げますと、私どもの仕事については事業税を免除してもらいたい、出版については、○木内四郎君 さつきあなたがおつしやつたやうに物品税のお話で、国会へ要求するかしらなうで違ふ。そのほかのものは下げられないといふ御不満がだいたいおありになつてゐるお話だったので、例を教えていただければ、僕ら参考になると思つて伺つたのですが、またこゝろでお話になることが工合が悪ければと伺ひます。

○委員長(青木一男君) それでは森田君に対する質問はこの程度にいたします。

ありがとうございます。

○小林政夫君 あとで誤解があるといけませんから、今の藤野さんの言われた事業分量による配当はこれは経費ですか。経費に算入されるわけですか。これはもしあなたの方になつていないければ……

○土田国太郎君 今のは事業分量の種目でしよー、そゝうでしよー。それは経費ですよ、経費に入つてゐますよ。

○委員長(青木一男君) 次に経済団体連合会事務局長堀越三君の公述をお願いする予定でございしましたが、急に御病氣になられましたので省略いたします。

次に野村証券株式会社社長奥村綱雄君に公述をお願いいたします。

○公述人(奥村綱雄君) 今御紹介にあずかりました野村証券の奥村でございます。

お許しを得まして例の租税特別措置法の一部改正案が、今度現内閣から皆様に一部改正案が提出されてゐるわけ

二十から十、十から零になるというふうにはだんだん優遇されていったのであります。私はそれでいいと思つておるわけでありまして、けれども今日におきましては、インフレは一応安定期に向かひまして、そして先ほど申しましたようにオーバ・ローン、オーバ・ボロ・インの解消にもつと力を入れたければならぬようになりまして、放つておいても預金の方は経済が安定すれば、金は集まるのであります。株の方は放つておけばおほくはインフレ期には値上りがないから株への資金は集めにくいのであります。それがこの度は逆になりまして、こうした必要とするところの株式資本に対して優遇措置がとれないで、こういう優遇措置を必要としない預金に無課税を実施されておるといふことは、少し客観情勢と矛盾を来たしたような状態になつて来ておるのじゃないかと思ひます。このことは昭和十二年でございまして、皆様御記憶と思ひますが、昭和十二年のときに一定の、多分あれは株は八分だったと記憶します。社債は多分四分五厘以上だったと記憶いたします。国債は四分だったと記憶いたします。それ以上の超過所得があれば、それらに対しては課税をする。超過所得は課税する、預金は無税である。こういう処理を昭和十二年にとつたことがあるのであります。そのために預金の方は何の動揺もなかったであります。株の方はそれだけであります。株のことが大きく作用いたしました。株が非常な暴落を演じました。その翌年あつてまして、郷さんなどの御主張によりまして、かようなアンバランスでは産業資金の調達はできないといふこ

とから、この法は修正された、私は記憶しております。それと同じことがこのままであれば、そういう危険が生じやしないか、かように危惧いたしました。ぜひとも預金の無課税はけつこうだと思つたら、それと均衡のとれた株式所得の軽減措置をとつていただきたいといふことをお願い申し上げたような次第であります。どうかよろしくお願い申し上げます。先にお願ひ申し上げたいと思ひます。先に申し上げましたように今は戦前のように財閥とか、ごく少数の資本家だけが株をお持ちになつておるのではあります。六百万から七百万に達する大衆が株をお持ちになつておるわけでありまして、そのことをどうかお考え下さいまして、これらの方々に不均衡な重圧とならないよう、再度御考慮をお願い申し上げます。

なお、それは申し上げますものの、衆議院におきまして、若干われわれの趣旨を御了承願ひまして、いろいろな財源の關係上、三五%には引き上げられないが、三〇%に引き上げてやろう。源泉徴収は君たちの言う通り全廃するわけにはいかないが五%だけ下げてやろう、それから一口三千円まで申告する必要のないものを五千円まで上げてやろう、こういうことにまずおきめ願つたのであります。一応少しでも預金との均衡が縮まつたものという意味におきまして、私どもは非常に感謝もし、喜んでおる次第であります。けれども、なおそのときに、この際、皆さん方に御理解願ひたいのであります。その最後の三千円を五千円に上げていただいたのはけつこうであります。小さい話ですが、満たないものといふこ

とになつておりますので、満たないものといふのは三千円ではだめであります。二千九百何円までがよろしいといふことになつて、三千円は入らないわけでありまして、これは何でもないやうであります。これは何でもない手数のかかることであります。三千円を加えたもの、今度は五千円でありまして、五千円未満といふのは五千円以下と五千円のラウンド・ナンバーを下におろしていただきたい。これは何でもないのであります。さういふお取り計らい願ひますれば非常にありがたいものと考えております。これは何でもないのであります。ちよつとした言葉を御修正になることによりまして、取扱ひ上二千九百九十九円まではいいが三千円はいかぬといふように、まことにもつて水と水ほど違つたものではございませんので、ぜひお考え願ひたいと思ひます。

もう一つは一口五千円まで、従つて配当を二期しているところは一万円とするのであります。ところが一口五千円であるから配当一期のところは当然一万円のはずであります。一口五千円であるが故に配當年一回のところは五千円だといふように主税局はおつしやるのであります。これはまことに不合理なことであります。言葉のあやにとらわれ過ぎたことであります。一口五千円で年二回のものは、これは一万円であるといふことをお許しになつておられますからして、年一回では当然一万円までバランスをとつていいのじゃないか、この点もこれは立法措置ではなく、皆さんの方から、これは施行細則にございしますが、皆さんの方から御注意願ひますれば

非常にありがたいと思ひます。一口五千円であるから、しかも年二回のものは一万円であると御了承になつておりますから、年一回の決算の場合は当然一万円までやつていいのじゃないかといふふうに御注意願ひますれば、われわれとしては非常にありがたい。投資信託も同様に年一回の決算でありまして、一口一万円まではよろしい、株と同じであります。同様の御趣旨でお願い申し上げます。非常なけつこうだと、こゝろ申し上げた次第であります。

長々と申し上げましたが、よろしくどうかお願いいたします。

○委員長(青木一男君) 御質問のおありの方は……

○土田国太郎君 株式投資、今七百万人と言ひましたが、大体どのくらいの収入のある方が投資されているように見られるのですか。

○公述人(奥村綱雄君) 先生の御質問でございまして、七百万人は絶対数でございまして、ダブつてゐるものがあるかもしれないが、その平均が今お一人一口千株と見ていただいていいと思ひます。そしてそれが今平均配当が一割三分でございまして、それが時価にいたしまして六十五円でございますから、千株でございまして六万五千円御投資なすつてゐると、これが平均であると、こういうふうな考えから推して、どの程度の所得者に最も多いかという、そのはつきりとしたした目途はわれわれもつけにくいし、大蔵省もつけにくいから、今申しました基準から測定いたしまして、昔のような大口投資じゃないといふことははつきりしてゐると思ひます。

○藤野繁雄君 今度のこの株に対する今お話のようなことによつて、株の方の投資がどのくらい増加するといふお考えですか。

○公述人(奥村綱雄君) 大体おとしは、上場会社非上場会社を入れまして、一カ年間の株式払込の増加は千七百億見当だったのであります。昨年は千四百億に下つてゐるのであります。今年はおそらくさらに下りまして千億台を割るかもしれないと思ひます。さうなふりに当然増加すべき株の払込金が、逆にだんだん減少していく状態であります。これはつまり預金の方が非常に租税措置上優遇されておりますので、一方の方がインフレ現象の停止とともに、かように減少せざるを得ないといふ二重のことが重なつて、さうなつております。

○藤野繁雄君 そうするといふと、本年の予定は、一千七百億であつたのが、現在の状況からいへば一千億ぐらゐに減少する見込みだ。これは今度の租税措置によつてある程度カバーされたとこで一千億ぐらゐになるのですか。

○公述人(奥村綱雄君) いいえ、そうじゃありません。今のところで一千億見込に減るのであります。もし今度の御措置をお許し願ひますならば、多少でもこれを回復していく可能性はあると思ひます。どの程度回復するかといふことは、これは預金のように利回りだけではいかぬものであります。少くとも回復する可能性を盡くするといふことだけは間違いないと思ひます。

○平林剛君 今あなたの御意見をお聞

きして、特に銀行の利子免税とそれから配当金に対する税の軽減を比較されて、口をすべらしたと思ふのでありますが、預金の増強は今日どんでん返して、むしろ銀行利子の免税というものは必要でないのにやっています。お話をあつたように聞いたのでありますが、たぶん私はその辺が本音だろと思ふのであります。一般国家的見地から考え、あるいは全般的國民を対象として政治を行ふ場合には、私は現在の銀行利子の免税を行ふことが、どれだけ貯蓄の増強になるかというのを大いに疑いをもつておつたのであります。あなたの説でもちよつとそういうことに触れたようなことを言われているのであります。私としては意を強うしたわけでありませんが、私の聞き違ひであるか、それともあなたは国家的に見て、さうに考へておられるのかという点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○公述人(奥村綱雄君) 私は現在取引

所の副議長であり野村証券の社長であります。その職歴上、今のところ預金が無課税になるか、あるいは課税かという点については触れたくないわけでありまして、それと均等上株式配当はこ

のままでいいかというのを、特に私は主張したいと思ふのであります。

○平林剛君 その辺で、あまり今日は

いろいろ悪い影響を与えるというお説がございまして。今回自由党と民主党政が改正されたものを見ましても、まああなたの御意見によれば、だんだんその差が縮まったと、さうお話でありまして、しかし、全く極端がとれておるわけではございません。さういふ意味からいいますと、やはり、あなたは現在のお気持として、これでは産業界にどういふ影響を与えるか。まあまあその影響は、この程度なら、心理的なものとして、もうあるまいとお考へになるかどうか、さういふ点をこの際お聞かせ願つておきたいと思ひます。

○公述人(奥村綱雄君) 御案内のよう

に、源泉徴収の一分五厘は一〇%以下に、源泉徴収の一分五厘は一〇%以下に、政府の原案に比べまして、衆議院で御修正願ひしましたところ

は、先ほど申しましたように、引き上げ率を三割まで認めていた、控除の引き上げですね。それから申請不要限度を五千円まで上げてやろうと、さういふことは、少くともわれわれの願ひ

して、先ほど申しましたように、源泉分離一本とか、われわれの申し上げました三五%というものは、いろいろ御事情で財源その他をお考へになりまして、一応、この程度で御修正願ひ

いる町の学者があるのですが、あなた

は今いろいろおもしろい資料をお出しになって、はつきりは言われないけれども、それに似たような説明をされて

いることは、これはたしかにおもしろい一つの御意見だと思ひます。株式配当の源泉課税、あなたのお話になる

ところによれば、平均は六万円から十

万円くらい、そして一割三分で大体五

家に納めないでいいものを、国家にと

られておる人が相当あると思ふのです

が、それがどのくらいあるかというこ

とをおわかりになれば……

○公述人(奥村綱雄君) 大へんいい御

います。上場株でございます。

なお、今の数字は、一番最後に載つておりますから、ごらん願ひたいと思

います。表では株式配当金に対する課

税軽減の要望説明、日本証券業協会連

合会の中の一審しまいのところに載つて

公庁労働組合貸金専門委員、笹川運平君の公述をお願いいたします。

○公述人(笹川運平君) たたいま御紹介にあずかりました日本教職員組合の笹川でございます。

きようは官公労並びに総評を代表いたしまして、今回の税制改正案につきまして私たちの態度を申し上げたいと思つておられます。さらに、あわせて、税制についてわれわれがどのように考えているか、こういうことについて申し上げたいと思つておられます。

そこで、私たちが日本の税制を考へます場合に、どういうことを基本にしたいといふか、どういうふうな日本の税制を見ておるか、こういうことを最初申し上げたい。

そこで、まず第一点として、日本の現在の税金を考へてみますと、非常に重い税金である、こういうふうなわれわれは考へておられます。これはいろいろとデータをとつてみても、そのことがはつきりといえるわけでございます。たとえば戦前より例にとりまして、昭和九年ないし十一年のときの租税の負担額は、人数にしまして、所得税では九十五万人で、その金額は二億二千万円でございました。また国税全般を考へてみても、昭和九年ないし十一年は、国税は十八億円でございました。今日この三十年度の予算を調べてみますと、租税総額は約九千億に達しておられるわけ、その倍率といつたしましては七百五十倍になつておられるわけでございます。先ほど言いました所得税の方は二・二億と考へますと、本年度の衆議院の改正案では、二千七百億に所得税がなつておりますので、その倍率は約一千二百三十倍にな

るか存じます。また人数にいたしましても、今日昭和二十九年年度のデータですと、約一千万人をこえておられるような実情でございますので、この点は戦前の九十五万人と比べてまして約十二倍に達しておられるわけでございます。こういうことからいって、戦前と比較しまして私たちの税金といふものが全般的に非常に重くなつておる、こういうことをこれらの統計は私たちに教えてくれるというふうな考へておられるわけ

次に、これは日本の国内ばかりでありませんで、諸外国と比較してみたいわけでございますが、昭和二十七年、八年ごろの諸外国と日本の実質的な生活といふものを比べてみますと、手取り額、総収入額から税を差し引いたところの残額は、日本をひととしますと、アメリカは約九・五倍、ドイツは日本の二・五倍、フランス及びイギリスは日本の三・五倍前後になつておられるわけでございます。ところが、税金にしてみますと、これは二十九年、昨年度ですが、年額十萬八千円程度の収入では、独身者の場合で日本だけが二・五倍課税されておる。日本よりも非常に多額に収入があるところの諸外国は全然課税されておられない。このような数字が出ておられるわけでございます。またさうな場合を例にとつてみますと、日本が二・九の課税率でございますが、ドイツではその場合に三・三、またアメリカでは、イギリスにおいても、課税されておられないわけでございます。

このように、日本の税制といふものを、諸外国の例から見ても、また日本の戦前との比較においても、非常に重くなつておる。またたたくさんの人に課税されておる。こういうことを端的に教えてくれるものと思へておられます。

特にこの際、税制を考へる場合に注目しなければならぬのは、給与所得者でございますが、給与所得者については、御承知の通り、戦前には千二百円までは免税になつており、扶養控除といふものが百円あり、勤労控除といふものが一二％、ところが今日給与所得控除は、所得税法の第九條を調べてみますと、一五％の四萬五千元、このようになつておられます。その所得税法の第九條を見まして、一時的な収入のほかに、このように、そのほかの必要経費に相当すると思へられるところの、この給与所得控除といふものが制限されておる、こういうものはないわけでございます。この点からいって、やはり給与所得者といふものが、ほかのものと比較いたしましたとき非常に不公平に扱われておる、こういうふうな言へるのではないかと考へます。そこで、いま一つこの税制について考へたいものは、負担が公平に重いと考へること、いま一つ負担が公平に重いと考へ、こういうことでございます。税といふものは、その原則的な立場に立ちまして、なるべく犠牲を少なくして、しかも公平である、こういうことが基本的な立場だと思つておられます。したが、今日の日本の税を調べてみますと、特に青色申告の法人、その内容は、大きな法人に対して集中的に優遇されておられるわけでございますが、その

優遇措置といふものが非常にたくさんに、私たちの計算によりますと、昭和二十九年年度において、そのような優遇措置といふものが約五百五十億に達し六百億と称されておられます。今日地方財政が非常に赤字がある、昨年から赤字があるといふことが叫ばれておるわけでございますが、その一カ年間の税の免除といふものが地方の三カ年の赤字に四敵しておる。こういうことは、やはり税の均衡という立場から問題があるわけでございます。特に先ほどもいろいろお話しがあつたわけでありましたが、法人税については一律四二％でございますが、今度の改正案では四〇％に變更される、さらに衆議院では五十萬円以下の収入については三五％、こ

ういふふうな御修正になつておられるわけでございますが、私たちがいろいろと調査してみますと、この大きな法人の中には、全般的に二五％足らずと思へるような、いろいろな控除を引きまして、さういふふうな税率となつておる。平均して大きな法人では三〇％、さういふいふゆる平均、そのような額が考へられる。ところが中小法人では一律にしまして、大体四〇％前後である、さういふふうな現実があるわけでございます。二五％といふところがあるしあつたとするならば、われわれ勤労所得あるいは農家の方も同じでございますけれども、さういふ場合に、今度の改正案におきまして、いろいろな控除を差し引いたあとで三万円から五万円の入があらば二〇％です。それらと比較いたしますと、さういふふうな税率といふものが妥当なかどうか、ここに私たちとしては大きな問題点を

持つておられるわけでございます。そこで、現在、物価あるいは戦前と現在の賃金といふものを比較してみますと、昭和九年ないし十一年に比べて現在の賃金といふものは約二百五十倍です。物価は、いろいろ計算の方法もあるわけでございますが、まあ三百倍ないし三百三十倍といふのが適当な数字になつておるわけでありまして、免税点は戦前と比べて六十五倍程度でございます。さういふ三つの、日本の全般的に重い税率あるいは公正を欠いておるのではないかと考へられるような税制、あるいは最低の控除額といふものが非常に少なくなつておる、さういふふうな現実からいって、私たちは日本の現在の税制に對して非常に不満を持つておる。現在公務員の夏季手当の問題が、新聞、国会その他でいろいろと論議的になつておるわけでございますけれども、物価上昇の様子を見てみましても、現在民間に起つておられますような首切りの問題、あるいは公務員におきまして、この昇給昇格のストップ、俸給分割払い、このような現実のある中において、今申し上げましたような税制を持つておるというところが、やはり大きな問題点ではないか、ここに私たちは租税制度に対する根本的な考へ方を、問題点を持つたわけでございます。

その根本的な態度に立ちまして、われわれが租税制度についてどういふような方針をお願いしたいかと申し上げます。まず第一点として、最低生活費といふものを免税にしてみたい、さういふことでございます。最低生活費

というものはどういふことか、こういうことについてもいろいろ議論があるところでごさいますけれども、また衆議院のこの間の改正では、標準家族で二十四万円までなつたと、こういうふうにあります、二十四万円が最低生活費かどうか、ここではないいろいろ問題があるわけでごさいますけれども、とにかく日本人として、この日本の国内に住んでいて、最低生活というものが免税になつておる、保障されておる、こういう立場に立つて税制を考へていただきたい。私は日教組でございすので、例を申し上げるわけですが、現在新制大学を出て、小学校あるいは中学校とかの教員になつた場合については、俸給は九千三百円です。その九千三百円で、二十九年度の税制ですと、年額にして三千四百ほどの税金が徴収されるわけですが、自分のうちの附近でない、山間僻地の赴任もあるわけでごさいます、大体下宿料というものが、五千円ないし六千円とられる。一方、税金をとられた上に、いろいろ市町村税でありますとか、その他いろいろ引かれますと、手取り八千五百円くらいになる。そうしますと、二千五百円くらいで先生としての職責を全うし、修養もしてゆく、こういうことは果してできるかどうか。こういう点が、最低賃金制という意味からいっても、非常に疑問に思つておるわけですが、そういうふうな立場におきまして、まず第一点として考へていただきたい。

第二点として、負担を公平にしてもいい。先ほど余りにも一方的な優遇措置が法人に対してなされておる、こういうことを申し上げたのです

が、この点について特に一般のたぐさんの国民の方々に迷惑にならないように、やはり租税というものは公平になるようにしていただきたい。その二つの点を特に基本的な考え方として強調いたすわけでごさいます。

そこで、その立場に立ちまして、税制については、具体的にどのようになつておるのかと申し上げたい。まず第一点として申し上げたいのは、賃金生活者に最も関係の深いところの所得税について、われわれとしては最も重点的に考へておるわけでごさいます。そこで、現在の所得税を構成いたしますところの基礎控除とか、扶養控除、あるいは給与所得控除、それから各種のそのほかの控除の大幅引き上げ、あるいは税率について大幅に引き下げていただきたい。第二点として申し上げたいのは、先ほど申し上げました青色法人に対しては、そのような一方的な優遇措置を廃止して、法人税というものは、その所得に応じてやはり税率によつて分けるべきではないか、累進制をとるべきである、このように考へます。第三に、間接税でございますが、御承知の通り間接税は逆進性がございます、新生一本をどういふふうな収入のある人が吸つても、やはり一本は二円である、こういうことに変わりはないのでございすが、そういう立場に立ちますと、間接税、特に必需品については、できるだけ減額を、こういうことが正しいと思ふのでございすけれども、現在、最近の情勢を見ますと、終戦以後は間接税というものはだんだん上つてきているような状況でございます。そのような立場に立ちまして、今回の政府案に対するところ

の私たちの態度を申し上げたいと思ひます。

そこで、一口に申し上げまして、今回の政府案におきまして、政府がこのような現在の税制度において、税金を減税しなければならぬ。免税、少くしなければならぬ。このように考へられる。総選挙の際にも各党も大きく取り上げられ、さらにこのたびの国会においても大きく取り上げられておる、こういうことについては感謝しておるわけでございますが、その改正の内容を見てみますと、所得税については、果して私たちがお願いしているような所得税が低額所得者というものが、完全に軽減されておるかどうかが、この点を指摘したいと思ふわけでありす。政府の提案を見ると、国民生活の安定、あるいは資本の擁護、こういうふうなことが大きな眼目になつておるやうでございますが、この点、特に低額所得者の軽減につきましては非常に不徹底になつておる。こういうことを率直に言ひ得ると思ひます。

そこで所得税でございますが、所得税につきましては、本改正におきまして基礎控除を七万円から八万円、給与所得控除を最高限度を四万五千円から六万円、あるいは百二十万円以下の税率を引き下げる、こういうふうなことがあるわけでごさいます、この結果、現在よりも、独身者では九万八千円までは課税されないでいい、それから夫婦に子供三人の場合では二十二万五千円程度までは免税になる、このやうになつておるわけでごさいます。この点については感謝しているわけでごさいますけれども、そんならば、各種所得者について、低額所得者という

のが政府が言われるように減額されておるかどうかが、こういうことを、これは大蔵省のデータを調べて見たわけでごさいます、見てみますと、月一円の収入者では、月にしまして百六十三円減額になつておる。ところが、月五万円の者にあつては二千七十五円減額で、その倍率というものは十二・七倍です。これは独身者の場合でございすが、これを見ると、低額所得者の百六十三円と高額所得者の二千七十五円というものを考へて見た場合でも、どういふ目に見ても、低額者の減税である、こういうことには言われません。

次には、扶養控除というものが全然考慮されなかつた。われわれが現在いろいろの公務員とかあるいは民間賃金労働者の給与を調べてみますと、家族の多い人ほど苦しい生活をしておる。端的にそういうことを調べておるのにエンゲル係数を使うわけでごさいます、エンゲル係数を調べてみますと、家族の多い人ほどエンゲル係数が数字が大きいわけですから、そういう事実があるにもかかわらず、この内容では、先ほど言いました五万円の独身者が二千七十五円の軽減をしているのに、五人の場合には、扶養家族四人で家族五人、そういう場合には一千六百三十七円、そのやうに、その差は約四百円、こういう点については、われわれとしては不満な点でございます。この点は、やはり扶養控除というものを、この際、家族の多い人ほど考へて取り上げるべきでないかと思ひます。

次に給与所得控除でございますが、これは最高限のみ若干引き上げておるわけでごさいます、これにつきまし

ては、現在いろいろ調べてみますと、最高限を若干上げてもらったことにつきましては感謝いたすわけでごさいます、やはり税率を取り上げていただくべきでなかつたか。現在一五％が給与所得者に対する控除でございすが、戦前、シャープ勧告以前を考へてみますと、二五％でございまして、それから所得税法の九条の問題点については、先ほど申し上げた通りでございます。そういう事情でございすので、やはり給与所得者の立場からは、この給与所得控除というものを大幅に取り上げていただきたい、こういうふうに考へるわけでありす。

では、そのように考へるならば、官公労としては減税案についてどのやうに考へているか、こういうことを御質問なされたいと思ひますので、その点について、官公労として、あるいは総評といたしまして、減税案について、特に所得税についてはどのように考へているかを申し上げたいと思ひます。そこで、基礎控除は十二万円にしていただき、給与所得控除については二五％にして、十万円まで引き上げていただきたい。扶養控除につきましては税額控除にして、一人一万円税額控除していただきたい。税率については特に五十万円以下の大幅引き下げをしていただきたい。

そのやうな数字を言うと、むちゃな数字でないか、このやうに考へるにないか、もしも、この点について、われわれがどのような考へ方に基いてそのやうな数字を出したかと言いますと、第一点として戦前と比較したわけですが、先ほど言ひましたやうに、免税点が一千二百円、あるいは扶養家族

控除が税額にしまして百円、勤労控除というものが一二%、そういうふうな数字というものを今日の物価にしますと、およそ五十万円以上になることは事実でございます。また東京都の都労連で生活実態調査をやっているわけでございますが、標準家族の五人の場合について調べてみますと、生活費が最低四十五万円かかっているわけでございます。そういうふうに考えまして、この考え方をしたわけでございます。ぜひこのたびの改正におきまして、参議院側におかれましては、そのような立場に立つて、所得税というものを大幅に軽減していただきたい、特に賃金労働者の税金というものを大幅に引き下げていただきたい、このように考えておるわけでございます。

第二に法人税でございます。先ほど法人税について負担の公平を欠くという立場からいろいろ申し上げました。そこで、この法人税の改正について申し上げたいと思ひますことは、一律四二%を四〇%に引き下げた、こういうところに問題点を持ちます。先ほど言いましたように、法人税についても、給与所得と同じように高度の累進性を持つべきでないが、なぜ法人税というものがそのような累進性を持たないで一律にしてあるのか、百万円の収入者も十億円の収入者もみな同じ税率であるということはないか、こういうことについては、私どもとしては、どうしても納得いたしかねるわけでございます。そこで、資本の蓄積、こういうことがいろいろと問題になるわけでございますけれども、資本の蓄積も、もちろんいろいろ考えられることでございまして、やはり先ほど言いま

したように、最低生活費を守る、こういう立場に立つて行くべきでないか。その考えに立つならば、法人税だけ一律にする、こういうことについての理論的根拠もわれわれとしては納得いたしかねるわけでございます。

次に租税特別措置法でございますが、本法のほかに、このような特別措置法を持つ、このようなことが租税体系上から見てどういふことなのか、こういうことについても一応法律的にも問題を持つわけでございますが、大体は時限立法でございます。そこで、この内容を見てみますと、配当所得とか預貯金というものが非常に大きな軽減をされている。先ほど、前の公聴会の方が、利子所得の問題あるいは証券の問題、公社債の問題いろいろと申されましたが、この点につきましては一応それらの方々の御意見もごもっともな点もございまして、先ほどから繰り返して申し上げておりますように、そういう利子収入のものにしておられる、あるいは貯金をされる、株式を賣られる、というような人がわれわれ賃金労働者の場合に果してどの程度あるのか、こういうことをわれわれとしては考えてみるわけでございます。もちろんそのような金をいろいろと国家の大事な企業に利用する、こういうことも重要でございますけれども、一方、毎日、新聞で見ますように、生活苦のために自殺をしておる人がある、このような現実の中で、最低生活というものが利子というよりも若干軽減せられてゐるんじゃないか、これは言い過ぎかもしれませんが、そのような考えをさすほど、一方的に、利子とかそういうものを重視する、こう

いうことはなぜであるか、こういうことについてわれわれとしては納得行かないわけでございます。もしも、そのように産業を振興しようとするならば、そのような税制というようなことでなくて、もっと、ほかに財政政策としていろいろできないか、このように考えております。そのほか、輸出の問題についても、ブランド輸出とか、あるいは、この輸出の問題についての税金というものを非常に軽くしてあるようにございまして、この点も今申し上げましたように、租税制度だけでもこのように考えて、物価を租税制度だけで引き下げて行く、これは必ずしもそればかりではありませんけれども、そこに大きな重点がある、こういうことについては問題があるわけでないかと、こういうふうに考えます。そのような立場に立ちまして、ぜひ法人税あるいはその他の租税特別措置法関係の租税につきましても御修正をしていただきたいと、このようにお願いするわけでございます。

次に、衆議院におけるところの自由党、民主党両党の修正案について一言申し上げたいと思ひわけでございます。第一点といたしまして、所得税法の一部を改正する法律案、すなわち寡婦控除であるとか、そういうふうな点について税額控除を引き上げる、こういう点につきましては、われわれとしては全面的に賛成するものでございまして、遺族年金を受けられる方について七千円にする、これについても全く同感でございます。ただこの点、一般の寡婦の方、老年者についても、あまり遺族年金を受けられる方との間に差がな

いようにしていただきたいと、このように考えるわけでございます。次に法人税でございますが、自民両党の修正案におきましては、この法人税におきましては特に中小企業の税率を引き下げておる。この中小企業の税率を引き下げるというところは、法人税というものの累進性をとるべきであるという立場に立ちますと、われわれとしては、この案については全面的に賛成でありまして、先ほど申し上げましたところの青色法人に対しまして、この中小法人の優遇措置というものを、この中小法人には、ほとんど優遇されておらないわけでございます。この点、中小企業の税率を引き下げることにつきましては、全面的に賛成いたすものでございまして、ただ、五十万円というふうな数字に限っていかどうか、あるいは三五%というふうなことが妥当かどうか、こういうことにつきましては、さらに中小企業の現在の企業の情勢にかんがみまして、よく中小企業の方々の御意見を聞いて考えていただきたいと、このように考えております。

それから第三番目に、租税特別措置法の問題ですが、清算所得の問題でございます。この点につきましては、あの修正案の限りにおいて、われわれとしても清算所得でございますので問題は無いわけでございますが、清算所得が安いということから、そこに資本というものを逃避する、このようなことのないようにぜひ何か措置をしていただきたいと思ひわけでありまして、第四番目に、最後に申し上げたいことは、租税特別措置法の問題で、概算所得控除が選択的にあるわけでございます。これによりまして、雑損控除と

医療控除と社会保険控除を引くか、あるいは自分の収入の五%を引くか、どちらかを選択してよろしい、こういうふうなことで、この点、所得税を所得者に対して引いてやろうと、こういうところの御措置に対しては非常に感謝するわけでございますが、ただその方法につきまして、やはりこのようにお考えいただくならば、もっとわれわれがお願いするような方向にやっていただきたいと思ひわけでございます。すなわち、この社会保険料と医療控除と雑損控除を調べてみました場合に、一番私たちが問題になりますのは社会保険料でございます。社会保険料は、現在、公務員の立場に立ちますと、恩給掛金等は共済組合でございまして、一般労働者の立場に立ちますと、健康保険と厚生年金でございまして、これはいろいろと同じ公務員の中でも差があるわけでございますが、一般の公務員では大体本俸の四・五%ないし六%、これが普通でございます。この場合についても、まあ、たとえば五%として考えてみますと、二万円の収入の人では年間にすでに一万二千円になる。こういうことでございまして、非常に優遇のされ方が少いわけでございます。特に、共済組合関係の長期給付といひまして、一般の公務員の恩給に匹敵する面ですが、この部分につきましては、共済組合としても掛金率が三・九%というふうに非常に多いわけでございます。先ほどの短期給付も、たとえば国税庁関係とかそういうところでは三・八%ぐらい取っておられるわけでありまして、合せまして約八%ぐらいを徴収されておる。ことに身分の不安定な雇員の方々、そういう方が多く

最後に、時間が長くなって恐縮でございますが、配当控除の問題であります。前の公述人が、いろいろと利子所得との均衡上申されましたが、私も実は衆議院でも公述人になったわけでございますが、そのときにもいろいろの

撫除 こういうものと比較したしまし
て、やはり一方的な措置ではないか。
もしも、このところを考慮したく
ならば、この貯金もできない、あるいは
株も買えないような人々の税額とい
うものをまず第一に考えていただきた
い。それから次に、このようにこと
づいてもいろいろと考えていただきた
い、このように考えておるわけでござ
います。また一回五千円に引き上げら
れる、こういうことでございますが、
年に一回五千円ですと、先ほどのお話
では一回のこともあるようですが、二
回ですと一万円でございますが、そ
ういうようなことが自然に利子として出
るような階層よりも、私は、要は、や
はり、その日その日の米を考えてい
る、翌日の米びつを考えている、この

ような方々の税というものをまず第一に取り上げたいということを繰り返してお願いたしまして、このような方向でぜひ参議院では御検討いただき、修正していただきたい、このように考えます。

ついで、もう少し、まあ、はなはだ失礼な言い方だけれども、現行の研究をしていただいて、それからお考えを願いたいと思います。

それから、減税の割合が、低額所得階層と、上の人たちの間において、金額的にむしろ上の方に厚い、今数字を述べられたのをはつきり記憶しておりませんが、そういう御所論があつたようであります、私の計算するところでは、午前中もある人に申し上げたのですが、扶養人員を含めて、日本の全人口の中で、納税階層というのは三七・六%、国税を納めている者が……。

そういうことで、減税の問題で解決のつく階層と、そうでない、いかに減税をしてもその減税の恩典に浴さない階層の方が多い、こういう点。この点は

○公述人(笹川運平君) 法人税について、社会保険制度の強化に待たなければならぬと思いますが、その減税のみで解決のつかない階層の方が非常に多い。こういう点をも含めて今後お考えをわすらわしいと思います。

をもらつてみれば、皆税金になつておる。それで夏季手当、今回もらうわけになつたわけですけれども、夏季手当をもらつても、まず税金のことが心配になる。こういう現実に立ちますと、やはり税金のことを真剣に考えざるを得ない。ところが税制を一旦突っ込んで言いますと、そういうおしかりを受けたわけでありすけれども、法人税については率直に言つていろいろ問題点がある。もしわれわれに研究の足りない点がございましたら、この点は国會議員の方々にお願いしたいことは、十分に国民に、法人税というものはこのように一律にして四二%にするのと、あるいは三五%とか、四〇%にすることが妥当なんだ、こういうことをよく教えていただきたい、こう思うわけ

でございませう。それでない、その解と解というものがますます大きなしわ寄せになつて、この方にゆくののではない、かういふことを私たちの国会議員に對するお願いとしてお願いしたいと思ふわけでございませう。

は、まず第一に税金が高いということ、これは戦前と比べても高い、諸外国に比べても高いということ、それからまた租税負担の不公平があるということ、これはある程度お説の通りと思っておりますが、戦前に対して税金が高い、だから戦前並みというのか、先ほど最低生活費に相当するよりな二十四万円という数字は、これはまだきまつた数字ではないでしょうが、そういうものは無税にしろとか、あるいは基礎控除についても相当大きな金額、戦前からみて非常に高いから、そういうものをもつと大幅に下げろというお話しでしたが、われわれも税金の高いことを認めます。はつきり認めています。それから納税者が非常に多くなっていることも認めますが、これは敗戦

という事実をどうお考えになるかどう
かです。われわれが戦争に敗けてお
う。朝鮮、台湾、満洲も持つて
おった。それが、しかも、この四つの島
に、また外地に行った者もみな引き
揚げてきて、人口が非常に多くなつて

第五部附屬 大蔵委員會公聴會會議錄第一号 昭和三十年六月二十日 【參議院】

はまた、この防衛費の問題については根本的な大きな問題で、これは立場々々で考え方が違うでしょうが、そういう意味で、われわれは戦前のような税金にするということは不可能だと思っておるのですが、この点についてはどういふふうにお考えでしょうか。

○公述人(笹川運平君) 今の御質問にお答えいたします。まず敗戦という事実についてはどのように考えているか、こういうことでございます。われわれもむろん敗戦という事実は冷厳な事実だ、その結果、国土が非常に荒廃した、こういうことも率直に認めております。そこで、その事実は認めておるし、そのために生活費というものが切り下げられるだろう、国民がそのためにある程度働かなければならない、また国民所得というものがある程度切

に、敗戦という現実には立ちながらも、やはり富というものが不均衡になつてゐるのではないか、こういうものが税制の面からみても不均衡になつてゐるんじゃないか、こういうことを、われわれは理由を申し上げればまたお叱りを受けるかもしれませんけれども、実感としてこれはいかに説明されてもやはり来るわけであります。そこで、先ほど言いましたように、最低生活というものを確保するように政治上考へていただくということ、そうして、その場合に、国の復興という場合に、あまりにも一方に犠牲の出るようなことのないような方向で、この政治というものをやつていただきたい。税金の制度というものも、その制度から一方的な犠牲が生まれるものではないと思ひます。かように考へております。

次に、戦前と比較して同じものを要求することは無理じゃないか、こういう御質問があるわけです。この点、先ほど社会党左派の政策の問題にもからんでお話があったわけですが、この点は、私たちが戦前と、昭和十一年と比較してやったわけですが、この計算によりますと、大体所得税だけの減税が約千五百億円と私たちは推算しておるわけです。そこで千五百億円になりますと非常に減額になつて、国の政策が成り立たんのではないか、こういうことを考えるわけですが、またお叱りを受けるかもしれないが、率直に言つて、先ほどの法人税の特殊の優遇措置というものに私たちは問題を持つておる、こういうものが約六百億もある。そうして、こういうものに対して高度の累進制をとる。それから奢侈品に対しては税金をかけ

る、こういう立場に立ちますと、およそ九百億圓ないし一千億圓程度を課税されるんじゃないか。そうすると政府は約五百億圓の減税ということを公約において叫ばれ、自由党の方々は千億圓の減税ということを叫ばれましたので、ある程度のこととは大体御了解いただけるんじゃないか、こういうことに、非常に手前みをな考えかもしませんが、せんけれども、持つておるわけでありま。す。そういう点で、必ずしも戦前と同じということでないかもしれませんが、現在の国家財政の中でもできることではないか、こう考えて、そういう数字を出したわけでありま。す。

わかりますし、私、また議論するつもりもないのですが、私は敗戦という事実を考えて、戦前と同じ生活をするということは、これはいかなる意味でもむずかしいと思うのです。それから最低生活を保障しなければならん、政治としてはそうなければならんということもお説の通りだと思うのです。憲法にも、文化的な生活を営む権利を国民は有しておるわけなんですが、そこで、最低生活は何だということは、また非常にむずかしい問題なわけですが、遺憾ながら最低生活に達しない人が多いわけです。税金の問題とからんで先ほど小林委員が言われた通り、減税が幾らかもそれに引かかるものがない緣なき衆生がいるわけです。それは大いに社会保障を充実してそういう人を救わなければならぬわけですが、また同じ勤労階級の中でも、非常に組合でもって勢力を團結せられて、それでパス・アップなどということをやっておられる、これもまた結構なことであ

りますが、一面また日本の全体の情勢を見ますと、今の減税をしても恩典にもあずかれない、減税どころでは、その日のめしが喰って行かれないというような人からは、皆さんの行動に対してやはり相当批判的な部分もあるで

しょう。たとえば農民がその一つの階層だと思ふのですが、われわれは八時間労働も何にもないんだ、極端に言へば二十四時間働いているんだ、そうしてわれわれは大していい生活もできない、あるいはまた同じ労働者の中でも、組織されてない、特に日雇い労働者などというものは、今の大きな組織労働者の賃上げ要求に対して必ずしも好感を持っておられない節があるようにわれわれも認めておるのですが、そういう意味で、政治はなかなか、なすべき問題が山ほどあります。あります。が今そこで簡単に質問だけをしますと、今、だいぶ法人税の方の問題が先ほど小林委員も指摘されたように誤解があるんじゃないかと思ふのですが、そのことを別として、租税の特別措置というやつです。これは何十本と出しておるわけです。そうしてこれは、そのつど、むろん国会の議決を経て法律になつておるわけですが、たとえば輸出増進のための特別措置というものもありますし、あるいは産業合理化のための特別措置もあります。そういうものがあるがために、大法人は法人税四二%、従来の税率四二%といながら、あるいは三割五分であり、三割であり、あるいは三割以下といわれているのですが、特別措置というものは不必要とお考えになつておりますか。たとえば輸出増進のための特別措置があります。輸出増進ということとは不必

要とお考えになりますか。あるいは差
本蕃積ということはあまり大して重要
でないとお考えになりますか。こうい
う点をお伺いしたいと思います。これ
は全部特別措置にひっかかる問題であ
ります。

○公述人(笹川選平君) 最初に、非常に食べられない層が組織労働者とかあるいは官公庁の労働組合に対して批判をもつておる、こういうお話しでございました。私はそういう方もあるのじゃないかと思いますが、同時に、私たちとしては、そういう事実は非常にさびしいことと思うのです。労働組合として働いている人たちに、同じく働いている人たちが恨みを持つとか、私たちはそういう方と話しをして、そういう方々の生活というものが常に最低生活というものが維持されるように、何とか政治の力というものを發揮していただきたい、こういうことをぜひ国会議員の方々に国の政治の方向としてお願いするわけであります。私たちもまたそういう労働組合の方と話をしまして、そういう方向にぜひいくように、また一緒に手をとり合っていきたい、こう考えます。

それから租税の特別措置でございしますが、輸出の増進でございしますが、われわれも、日本の国が現在の中から国力を大いに増進していくためには、ぜひ輸出というものを増していくかなければならぬ、こういうことについては全く同感です。ただその場合に、このように措置法の中にありますと、私は税金のことはよくわからぬのですけれども、八〇%ですか控除になる。そうすると、これは国内ではほとんどないわけです。利子所得は免税になったものの

がありまされども、国内向けにはそういうことにはならない。そういうような方向も一つの重要な方向でしようけれども、そういう方向だけでもつよつて、その方向に重点を置くことによつてのみ、この輸出の振興をやるというところが、ほんとうに妥当なのか、こういう点については疑念を持つわけでありまされども、ここで財政政策として、税金というものは、少くとも負担というものをできるだけ軽くするという意味に立つて均衡にやっていたら、その他は、国会内部において、国民の代表の皆さんの方で、財政政策として、こちらの方に対してはこれだけ援助するとか、こういうふうによつていただくことが方向でないか、こう思うわけだ。だからといって、税金による方向は絶対いけないというのではないのです。その他のことも総合的に考えていただきたい。

それから資本蓄積でございますが、日本が先ほど申し上げましたように、敗戦という冷徹な現実の前に立ちまされ、非常に底の浅い経済の上に立つておる、こういう立場に立つて資本蓄積をしなればならぬ。こういうことについては私たちがわかる。そこで先ほどから何回も申し上げますように、資本蓄積と国民の最低生活というものをどのように考へべきか。資本蓄積も大事だ。最低生活も大事だ。その場合、やはりわれわれとしては、ある程度この最低生活というものをまず考へていただいて、そして、少しでも余裕のある人は資本蓄積の方向に、むだ使いをすることなくやつていくべきではなからうかと考へております。その場合、資本蓄積をすることが国民大多數の働

いておる人たちの犠牲においてやることでなく、みな手をとつての犠牲の上に立つならば、それはまた了解できますが、いろいろの法律によりまして犠牲というものが一方に片寄らないようにしていただきたい。これが私たちのお願ひなのです。こういうことを一つ御了解いただきたい。

○山本米治君 われわれは今まで租税特別措置というものを非常にやつて、これは税制として複雑であるから単一化しろということ、かねがね政府当局に言つておるのですが、今までやつた租税特別措置は、一々についてわれわれやはり理由があつて国会を通つて来たわけでありまされども、それで大法人の実効税率が、表面四二％になつておりますが、それよりも低くなるかと思ひます。そのうちの一部は、つまり一部の準備金というものは、将来払う場合に税金として出すのです。つまり今払う税金を将来に延ばすというだけの話で、それだけ実質的に軽くなつておるのではないという面が一つあります。それから輸出のために、これは輸出をやらなければ日本は食つていけない国柄だから輸出をやつております。あるいは産業の合理化、産業の近代化のために、ある種の機械を買つた場合に償却期間を短かくする、あるいは初年度五割の償却という思い切つた処置をやつております。これもそういうようなハイクラスな機械を買うことのないような中小法人等とは不均衡だということも言われます。その不均衡をわれわれは忍んで、やはり産業を合理化し、近代化するということは、日本のコストの引き下げ、輸出増進のために必要だと

いうのでやつてきておるわけでありまされども、これらの租税特別措置は非常に複雑になつておりますが、われわれは一々について必要として今日まで積み上げておる。その結果、非常に複雑になつておりますが、そういうことで大法人が非常に税金の優遇を受けておる。私は、私個人のことを言う必要もないが、今まで資本家であつたことは一ぺんもない。今までもずっと月給取りとしてやつてきたわけでありまされども、大資本家、大企業を優遇するという意味では全然ない。そういう立場から、国家の経済力を伸ばし、国家の経済基礎を培養するという意味から、一々これに賛成して来たわけでありまされども。

それから法人税の一律はおかしいというお話、それから今の三五％になつたのはその意味からけつこうだと思ひますが、三五％も大蔵省などはいふん租税理論から反対しておつたのです。そういう意味で、少しこの税制に対して何か偏見というとおかしいが、まだ全般的の御研究が足りないのではないかと思ひます。私はこれで打ち切ります。

○委員長(青木一男君) 本日の公聴会はこれにて打ち切ります。

午後四時十八分散会

昭和三十年六月二十三日印刷

昭和二十四年六月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局